

副

本

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差止請求住民訴訟事件

原告 荒川 照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

準備書面（14）

令和7年8月29日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

木 島 千 華



被告指定代理人

木 村 充



同

瀬 谷 尊



同

檜 村 祐



同

宮 本



同

綿 引 瑞



同

狩 谷 彰



同

助 川 寛



目 次

第 1	はじめに	9
1	原告らの請求について	9
2	被告が茨城県知事大井川和彦に対し損害賠償請求を行うことを義務付けられる理由のないことについて	10
3	本件事業費に係る各支出負担行為が財務会計法規上の義務に反するものではなく、資源循環推進課長らが行った各支出負担行為は財務会計上の違法行為ではないことについて	11
(1)	本件候補地の選定及び本件事業の実施について	11
(2)	本件事業費に係る各支出負担行為が適法な財務会計行為であり、茨城県知事大井川和彦に指揮監督上の義務違反はないことについて	12
4	本件事業に係る公金の支出によって県に損害は生じていないことについて	12
5	本件の結論	13
第 2	本件候補地の選定について	13
1	本件候補地を選定した経過について	13
(1)	平成 31 年 3 月の新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び検討委員会の提言について	13
(2)	令和元年 10 月から令和 2 年 2 月にかけての検討委員会における整備可能地の検討・絞り込みについて	14
(3)	令和 2 年 3 月から同年 4 月にかけての茨城県新産業廃棄物最終処分場候補地選定会議（以下「候補地選定会議」という。）における整備候補地の選定について	14
(4)	令和 2 年 5 月 26 日、知事定例記者会見において、本件処分場の	

整備候補地を「日立市諏訪町内」に決定し、本件処分場の事業主体 を事業団に決定したことを公表したことについて	15
2 本件候補地の選定手法について	16
（1）「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂 版」（以下「整備要領」という。）における選定手順について	16
ア 土地利用上の法規制	17
イ 候補地選定に係る諸条件	17
ウ 候補地選定のプロセス	19
エ 候補地選定の手順の例	19
（2）令和元年10月7日の第4回検討委員会における1次スクリーニ ングについて	20
ア 法令上の規制区域	21
イ 立地上の制約区域	21
ウ 整備可能地要件	22
（3）令和元年12月9日の第5回検討委員会における2次スクリーニ ングについて	22
ア 自然条件	23
イ 生活環境条件	23
ウ 社会条件	23
エ 建設条件	24
（4）令和2年2月17日の第6回検討委員会における3次スクリーニ ングについて	24
ア 現地調査	25
イ 評価項目ごとの評価	25
ウ 総合評価（乙10の3の3頁及び乙10の6ないし乙10の 9）	27

(5) 令和2年4月20日の第3回候補地選定会議における選定について.....	28
ア 自然環境への影響（乙15の4の2頁）	28
イ 生活環境への影響（乙15の4の3頁及び4頁）	28
ウ 事業効率性（乙15の4の5頁及び6頁）	30
エ 総合評価結果（乙15の4の7頁）	31
3 被告が本件候補地を選定したことに裁量権の逸脱・濫用はないことについて	32
(1) 本件候補地選定時の災害に係る考慮について	32
ア 検討委員会における1次スクリーニングにおいて「洪水浸水想定区域」を整備可能地から除外したことについて	32
イ 原告らの「洪水浸水想定区域」に係る主張について.....	33
(ア) 原告らの検討委員会による1次スクリーニングにおける「洪水浸水想定区域」に該当するかの判断は「洪水浸水想定区域」の実質を有しているか否かにより行うべきとの主張について .	33
(イ) 原告らの本件候補地は「洪水浸水想定区域」の実質を有するとの主張について	34
ウ 原告らの鮎川の流下能力からみて本件候補地は洪水の危険性が高いとの主張について	36
(2) 本件候補地選定時の道路状況に係る考慮について	38
ア 検討委員会の1次スクリーニングにおいて「2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内」との要件を設定したことについて.....	38
イ 本件候補地は「外部搬入道路要件、主要道路からの距離」の要件を満たしていることについて.....	40
ウ 原告荒川の県道37号の幅員に係る供述について	41

(ア) 原告荒川の県道 37 号の本件処分場の西側の区間が幅員 5 .	
5 メートルに満たないとの供述について	41
(イ) 原告荒川の検討委員会による「センターラインのある舗装」	
との評価は実態を反映してないとの供述について	42
(ウ) 原告荒川の大型車両通行禁止に係る供述について	43
(3) 本件候補地選定時の生活環境・交通安全面への影響に係る考慮に	
ついて	44
ア 候補地選定会議において、本件候補地は、交通安全面の配慮が	
必要であるが生活環境への影響は最も少ないと判断したことにつ	
いて	45
イ 原告らの本件候補地の搬入路に係る主張について	47
(ア) 原告らの新設道路なしに安全な搬入路を確保できる状況にな	
かったとの主張について	47
(イ) 原告らの大型車両の交通量が著しく多くなるとの主張につい	
て	48
(ウ) 原告らの大型車両によって交通の危険が増加するとの主張に	
ついて	49
(エ) 原告らの騒音や振動に係る主張について	52
(オ) 原告らの油縄子交差点の渋滞に係る主張について	54
4 小括	55
第 3 本件事業の実施について	56
1 本件事業の実施を決定した経過について	56
(1) 令和 2 年 6 月から同年 8 月までの住民説明会の実施について	56
(2) 令和 2 年 7 月の「新産業廃棄物最終処分場整備に伴う交通問題対	
策会議」（以下「交通問題対策会議」という。）の設置について	57
(3) 令和 2 年 8 月から令和 3 年 1 月までの交通問題対策会議の検討に	

について	57
(4) 令和3年2月15日の日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会（以下「市議会特別委員会」という。）において、新設道路を整備することを報告し、公表したことについて	58
(5) 令和3年3月から同年4月までのフォローアップ説明会について	59
2 本件事業に係る公金の支出について	60
(1) 本件事業に公金を支出することに被告の裁量権の逸脱・濫用はないことについて	60
(2) 本件事業に係る公金の支出によって被告に損害は生じないことについて	61
3 本件候補地の選定と本件事業の実施との関係について	62
(1) 本件候補地の選定後に本件事業の実施を決定したことについて	62
(2) 原告らの本件候補地の選定と本件事業が一体となされるとの主張について	62
(3) 原告らの本件候補地及び本件事業を一体とした独自の評価に係る主張について	63
(4) 原告荒川の本件候補地の選定は新設道路ありきであったとの供述について	63
4 原告荒川の新設道路の整備により森林が伐採されて洪水被害が生じるとの供述について	64
5 小括	64
第4 本件処分場における雨水の処理について	65
1 本件処分場の敷地内に降る雨水の処理について	65
(1) 本件処分場の敷地内に降る雨水の流れについて	65
(2) 浸出水処理施設の役割について	66

(3) 防災調整池の役割について	66
2 本件処分場の敷地外の西側の雨水の処理について	66
(1) 本件処分場の敷地外の西側に降る雨水の流れについて	66
(2) 被告の水文調査の結果について	67
(3) 代替水路について	68
(4) 新設道路の側溝について	68
3 被告及び事業団は適切に雨水の処理を行うことについて	69
(1) 本件処分場の浸出水処理施設について	69
ア 本件処分場の浸出水処理施設の設計について	69
イ 原告らの水防法の想定最大規模降雨を用いるべきとの主張につ いて	71
ウ 原告らの令和5年台風第13号の降雨の雨量に対応できないと の主張について	71
エ 原告らの浸出水処理水の放流先である公共下水道に関する主張 について	72
(ア) 原告らの公共下水道に放流されることは不透明との主張につ いて	72
(イ) 原告らの日立市池の川処理場の能力に係る主張について	74
(ウ) 原告らの令和5年台風第13号の際に池の川処理場が被災し たとの主張について	74
(2) 本件処分場の防災調整池について	75
ア 本件処分場の防災調整池の設計について	75
イ 原告らの水防法の想定最大規模降雨を用いるべきとの主張につ いて	77
ウ 原告らの令和5年台風第13号の降雨の雨量に対応できないと の主張について	77

エ	原告らの防災調整池が開発行為技術基準に違反しているとの主張について	79
(3)	本件処分場の敷地外の西側の雨水の処理について	81
ア	代替水路の機能について	81
イ	新設道路の側溝の機能について	82
ウ	原告らの本件処分場の敷地外の西側からの雨水の対策は不可能との主張について	82
エ	原告らの令和5年台風第13号の降雨の際に地盤崩壊があったとの主張について	84
(4)	原告鈴木の日立市新庁舎の浸水対策に係る供述について	85
(5)	原告らの本件候補地の窪地は防災ダムとしての機能を果たしており窪地がなくなることによって水災害が助長されるとの主張について	86
4	小括	88
第5	結論	88

第1 はじめに

1 原告らの請求について

原告らは、本訴において、被告が、茨城県知事大井川和彦に対し、金1億9690万1960円及びこれに対する令和5年4月21日から支払済みまで年3分の割合による金員について賠償請求することを求めている。

上記の金1億9690万1960円という金額は、原告らの請求の趣旨変更申立書別紙の「第3 合計」に記載されているものであるが、これは、被告の「新最終処分場周辺道路整備事業」（以下「本件事業」という。）に係る事業費のうち、被告の職員である資源循環推進課長が専決し、又は高萩工事事務所長若しくは常陸太田工事事務所長が委任を受けて支出負担行為を行った、令和3年度及び令和4年度の事業費（以下「本件事業費」という。）の合計金額である（乙77及び被告準備書面（9）2頁ないし4頁）。

本件事業は、日立市諏訪町内に建設が進められている産業廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）の隣に、新たな道路（以下「新設道路」という。）を整備するほか、本件処分場の周辺道路を整備するものである。

本件処分場は、被告が新たな産業廃棄物最終処分場の整備を進めるに当たり、その整備候補地を日立市諏訪町内に存する訴外日立セメント株式会社の太平田鉾山という石灰石の採石場の跡地（以下「本件候補地」という。）に選定した後、一般財団法人茨城県環境保全事業団（以下「事業団」という。）が整備・運営を行う事業主体となって建設を進めているものである（なお、事業団は、笠間市内に存する産業廃棄物最終処分場「エコフロンティアかさま」（乙127）の事業主体として、産業廃棄物最終処分場の安定的な整備・運営の実績を有している（乙13の6

の 2 頁）。

2 被告が茨城県知事大井川和彦に対し損害賠償請求を行うことを義務付けられる理由のないことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）242 条の 2 第 1 項 4 号では、普通地方公共団体の住民は、前条 1 項の規定により、当該普通地方公共団体の長又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出等（財務会計上の行為）があるとして、監査委員に対し、当該行為を防止する措置等を講ずべきことを請求した場合において、同条 5 項の規定による監査委員の監査の結果に不服があるとき等は、裁判所に対し、同条 1 項の請求に係る違法な財務会計上の行為等につき、訴えをもって、「当該職員」に損害賠償をすること等を当該普通地方公共団体の執行機関等に対して求める請求をすることができるとされている。

この「当該職員」とは、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして当該権限を有するに至った者を広く意味する旨判示されている（最高裁判所昭和 62 年 4 月 10 日第二小法廷判決（民集 41 巻 3 号 239 頁））。

そして、本来的に地方公共団体の長等の権限に属する財務会計上の行為について、専決の権限を有する職員又は地方公共団体の長等から権限の委任を受けた職員が処理した場合、地方公共団体の長等は、それらの職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により、それらの職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、普通地方公共団体に対し、それらの職員がした財務会計上の違法行為により当該普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うものと解するのが相当である旨

判示されている（最高裁判所平成３年１２月２０日第二小法廷判決（民集４５巻９号１５０３頁）、最高裁判所平成５年２月１６日第三小法廷判決（民集４７巻３号１６８７頁））。

すなわち、被告が、茨城県知事である茨城県知事大井川和彦に対し損害賠償請求することを義務付けられるのは、被告の職員である資源循環推進課長が専決し、又は高萩工事事務所長若しくは常陸太田工事事務所長が委任を受けて本件事業費に係る各支出負担行為を行ったことが、財務会計上の違法行為に該当し、かつ、茨城県知事大井川和彦が、資源循環推進課長、高萩工事事務所長及び常陸太田工事事務所長（以下「資源循環推進課長ら」という。）の財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により、財務会計上の違法行為を阻止しなかったときに限られるというべきである。

- ３ 本件事業費に係る各支出負担行為が財務会計法規上の義務に反するものではなく、資源循環推進課長らが行った各支出負担行為は財務会計上の違法行為ではないことについて

原告らは、本件事業費に係る各支出負担行為は、被告の裁量権を逸脱濫用した財務会計上の違法行為であるとし、茨城県知事大井川和彦は、茨城県知事として職員による誠実執行義務に違反する支出負担行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるにもかかわらず、これを怠って阻止をしなかったと主張している。

しかし、以下のとおり、本件事業費に係る各支出負担行為は何ら財務会計上の違法行為ではなく、茨城県知事大井川和彦には、誠実執行義務に違反する支出負担行為を阻止すべき指揮監督上の義務違反はない。

- （１）本件候補地の選定及び本件事業の実施について

そもそも、本件事業費に係る各支出負担行為の前提としての本件事業（新設道路の整備及び本件処分場の周辺道路の整備）の実施の決定、

さらには、本件事業の実施の決定に先立つ本件候補地の選定に何ら裁量権の逸脱・濫用がないことは、従前の被告準備書面で述べたとおりであるが、本書面において後述する。

なお、被告は本件候補地の選定の際には、本件候補地へのアクセスルートとして「国道６号～市道（梅林通り）～県道日立常陸太田線（以下「県道３７号」という。）」のルートを想定していたこと及びその後住民からの意見を踏まえて検討を加え本件事業の実施を決定するに至った経緯についても、従前の被告準備書面で述べたとおりであるが、本書面において後述する。

（２）本件事業費に係る各支出負担行為が適法な財務会計行為であり、茨城県知事大井川和彦に指揮監督上の義務違反はないことについて

上記（１）のとおり、本件事業費に係る各支出負担行為の前提としての本件事業の実施の決定、さらには、本件事業の実施の決定に先立つ本件候補地の選定については、何ら裁量権の逸脱・濫用はない。

したがって、前記のとおり、本件事業の実施の決定に先立つ本件候補地の選定について、裁量権の逸脱・濫用があるとすべき理由はなく、そして、本件事業の実施の決定及びそれを前提として、資源循環推進課長が専決の権限により行い、又は高萩工事事務所長若しくは常陸太田工事事務所長が委任に基づく権限により行った本件事業費に係る各支出負担行為に、何ら違法な点はないから、当然、茨城県知事大井川和彦には、誠実執行義務に違反する財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務違反はない。

４ 本件事業に係る公金の支出によって県に損害は生じていないことについて

被告は、本件事業に係る公金の支出によって、新設道路を公の財産として取得することになるのであるから、本件事業に係る公金の支出によ

って県に損害が生じることはないことは、従前の被告準備書面で述べたとおりである。

5 本件の結論

よって、被告が、茨城県知事大井川和彦に対し損害賠償請求を行うことを義務付けられる理由はない。

第2 本件候補地の選定について

1 本件候補地を選定した経過について

(1) 平成31年3月の新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び検討委員会の提言について

被告は、県内の産業廃棄物最終処分場の残余容量が減少していることから、産業廃棄物の適正処理を確保し県内産業の振興をしていくため、また、大規模自然災害に伴い発生する災害廃棄物の迅速な処理を確保するため、平成31年3月に、新たな産業廃棄物最終処分場の整備について本格的な検討を開始した（乙4の6の1頁、3頁及び6頁）。

そして、同月、被告は、上記の検討のためには、学識経験者等が有する専門的知見を踏まえる必要があると考え、資源循環・廃棄物に係る学識経験者として国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長、環境社会学に係る学識経験者として茨城大学人文社会科学部現代社会学科教授、産業廃棄物の排出団体関係者として一般社団法人茨城県経営者協会理事、産業廃棄物処理団体関係者として一般社団法人茨城県産業資源循環協会（乙3）の会長及び行政関係者として茨城県市長会・町村会常務理事で構成する検討委員会を設置した（乙4の2、3及び5）。

検討委員会は、同月27日に第1回（乙4）、令和元年5月27日

に第2回（乙5）、同年7月30日に第3回が開催され（乙6）、第3回検討委員会において、「茨城県新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針（案）」（乙6の3）が取りまとめられ、被告に提言した。

被告は、検討委員会の提言を踏まえ、同年8月に、「新産業廃棄物最終処分場整備のあり方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した（乙7）。

（2）令和元年10月から令和2年2月にかけての検討委員会における整備可能地の検討・絞り込みについて

検討委員会は、被告が基本方針を策定したことを受け、令和元年10月7日の第4回検討委員会から、本件処分場の整備可能地の選定を開始することとし、以降の検討委員会の委員には、土木工学・地盤工学、水環境工学及び動植物の分野に係る学識経験者が加わった（乙8の2、乙9の2及び乙10の2）。

整備可能地は、同日の第4回検討委員会における1次スクリーニングにおいて46箇所が抽出され（乙8の5の5頁）、同年12月9日の第5回検討委員会における2次スクリーニングにおいて13箇所に絞り込まれ（乙9の3）、令和2年2月17日の第6回検討委員会における3次スクリーニングにおいて最終的に「城里町上古内」、「常陸太田市和田町」、「日立市諏訪町」の3箇所に絞り込まれた（乙10の8及び乙13の9の2頁）。

検討委員会は、この3箇所を本件処分場の整備可能地として選定し、被告に提言した（乙10の8及び乙13の9の2頁）。

（3）令和2年3月から同年4月にかけての茨城県新産業廃棄物最終処分場候補地選定会議（以下「候補地選定会議」という。）における整備

候補地の選定について

被告は、検討委員会からの提言を受けて、本件処分場の整備候補地の選定及び本件処分場の整備・運営を行う事業主体の選定等を行うため、令和２年３月に県幹部（副知事、各部長等）で構成する候補地選定会議を設置した（乙１３の２ないし乙１３の４）。

同月６日開催の第１回候補地選定会議では、本件処分場の事業主体として、既に産業廃棄物最終処分場「エコフロンティアかさま」の事業主体として産業廃棄物最終処分場の安定的な整備・運営の実績があり、環境大臣から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）１５条の５第１項の規定により「廃棄物処理センター」（地方公共団体の拠出に係る法人等であって、環境大臣が産業廃棄物の処理・施設の建設等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして指定したもの）として指定を受けている事業団を選定し（乙１３の６の２頁及び乙１４の４）、同月２６日開催の第２回候補地選定会議では、検討委員会から提言を受けた３箇所の整備可能地について、検討委員会の評価結果を踏まえた上で、被告として、周辺環境への影響や整備事業の効率的な実施の観点から検証し、本件処分場の整備候補地として１箇所を選定することとした（乙１４の５）。

そして、同年４月２０日開催の第３回候補地選定会議においては、検討委員会から提言を受けた３箇所の整備可能地について、検討委員会の評価結果を踏まえた上で、詳細に検証・評価を行い、本件処分場の整備候補地を「日立市諏訪町」内に存する本件候補地に選定し、被告に報告した（乙１５の４及び乙１５の５）。

（４）令和２年５月２６日、知事定例記者会見において、本件処分場の整備候補地を「日立市諏訪町内」に決定し、本件処分場の事業主体を事

業団に決定したことを公表したことについて

被告は、候補地選定会議の報告を受けて、本件処分場の整備候補地を本件候補地とすることを決定し、本件処分場の整備・運営を行う事業主体を事業団とすることを決定し、令和2年5月14日、日立市長に対し施設整備の受入を要請するとともに（乙21）、事業団に対し事業主体の決定について通知した（乙22）。

そして、被告は、同月26日、知事定例記者会見において、本件処分場の整備候補地を「日立市諏訪町内」に決定したこと及び本件処分場を整備・運営する事業主体を事業団に決定したことを公表した（甲4）。

2 本件候補地の選定手法について

（1）「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010改訂版」

（以下「整備要領」という。）における選定手順について

本件処分場の整備可能地・整備候補地の選定に当たっては、整備要領（乙11）において示されているスクリーニングの項目・手順等を参考にしている。

整備要領とは、社団法人全国都市清掃会議（廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てることを目的とした団体であり、現在は公益社団法人となっている。）が作成したものであり、実務上広く参考にされているものである。

整備要領において示されているスクリーニングの項目、手順等はおおむね以下のとおりである（なお、以下は、被告準備書面（1）18頁ないし22頁から要約している。）。

ア 土地利用上の法規制

土地の開発行為に対しては各種の規制があることから、内陸部での候補地選定に当たっては、建設に容易な地域を絞り込む必要があり、一般的には、開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能又は最終処分場建設の場合は規制が適用されない規制地域（「ランク A」の地域）を対象として候補地選定を行うことが妥当であるが、開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要する又は国の許可を要するものの手続が比較的穏やかな規制地域（「ランク B」の地域）、国の許可を要する又は重要な施設等で撤去及び移設が物理的に困難な規制地域（「ランク C」の地域）に候補地を求めなければならない場合は、規制の解除や許可の期間を十分考慮して計画を立案するものとされている（乙 1 1 の 4 6 頁）。

イ 候補地選定に係る諸条件

候補地選定に当たっては、計画埋立容量の確保、建設費等とともに、以下の条件を十分に勘案して計画を進める必要があるとされている（乙 1 1 の 4 6 頁ないし 4 9 頁）。

（ア）収集・運搬

収集・運搬効率、住民感情等を考慮しながら、候補地を選定する必要があるとされている。

a 搬入道路

搬入車両数は、焼却施設への搬入車両数と比較し、極めて少ないのが一般的であり、また、搬入車両数及び車両規格に見合う搬入道路が必要とされている。

b 交通量

車両の運行時間帯や交通渋滞の発生状況から、交通渋滞を悪化させない計画が立案できる位置であるか検討することとさ

れている。

(イ) 周辺条件

a 周辺環境の保全

最終処分場の供用開始に伴い周辺環境に影響を及ぼす可能性のある現象として、廃棄物の飛散、悪臭の発散等が考えられるとされ、住宅地域や学校、病院などの公共施設等を勘案し、適切な距離を確保する必要があるとされている。

b 給排水設備の整備状況

電気等の引込み、排水の放流先等について整備状況を検討するとされ、また、下水道の整備状況、受入れの可能性等についても調査しておく必要があるとされている。

(ウ) 地形、地質

最終処分場は、可能な限り不透水性地盤上に建設すると同時に、軟弱地盤や地盤沈下のおそれがある場所、断層を避け、支持力及び安全性が十分期待できる地質の場所を選定することが、工事費、工期及び維持管理の面からも望ましいが、やむを得ず軟弱地盤等の場所に立地する場合には、埋立地及び各施設が不等沈下によって機能障害が起きないように十分な対策が必要とされている。

また、雨水流出の多い地域や用水の水源、取水位置が直下流にある地域は避け、地下水についても水脈、水位、利水状況等を調査し、悪影響がある場合には避けることが望ましいとされている。

(エ) 災害等に対する安全性

最終処分場は、平地での用地確保難から山間部に建設されることが多く、樹木の伐開・伐根などによる雨水流出の増加を引き起こす危険があるため、放流先の施設整備状況を調査しておく必要があり、また、地すべり地帯、崖くずれ危険地帯は避けるべきで

あると同時に、地震、水害に対しても安全でなければならないとされている。

ウ 候補地選定のプロセス

候補地選定のプロセスについては、①公有地等で立地条件の良い場所を選定し行政が最終候補地を決める場合、②行政が一次選定した複数候補地を比較（行政、委員会、コンサルタント等において検討）し、経済性、環境条件等から候補地を絞り、行政が最終候補地を決める場合、③委員会、コンサルタント等に候補地の選定を委託し、又は行政が順次候補地を絞り込み、行政が複数の候補地の中から、用地取得の難易性等により最終候補地を決める場合等、各種パターンがあるとされている。

また、行政が最終候補地の決定を行うのが一般的であったが、積極的な情報公開という観点から、委員会形式を採用することが望ましいとされている（乙 11 の 49 頁）。

エ 候補地選定の手順の例

候補地選定の手順の例として、以下のような手順が示されている（乙 11 の 50 頁）。

（ア）基本的事項の検討

最終処分の対象となる廃棄物の状況、既存の最終処分場の実態、課題等を勘案して、評価項目を整理する。

（イ）候補地の選定

a 第一段階

候補地を選定する範囲（行政区域全域を対象とする場合もある。）を設定し、かつ、最終処分場の立地が非常に困難な法令上の規制を受ける地域を除外する。

上記アの「ランク A」、「ランク B」、「ランク C」の分類

を参考に、建設が容易な地域を絞り込む。

b 第二段階

第一段階で絞り込まれた地域内から最終処分場に適した地形を満足する場所を抽出する。

地理的条件として、計画規模の確保、流域面積、標高差、谷勾配、断層、地すべり・崖くずれ・地盤沈下等の災害履歴等がある。

c 第三段階

第二段階で抽出された候補地について、現地調査により土地の利用状況（候補地、周辺環境）、立地（地形、断層、搬入道路等）等を確認し、埋立面積、埋立容量、経済性（概算工事費）等を考慮して、計画上困難な要因のある候補地を除外する。

（ウ）候補地の評価

選定作業により抽出された候補地について、設定した評価基準に基づき優先順位を付ける。評価の方法として、評価基準全項目について一度で総合評価する「○」、「△」、「×」で表示する比較表によるもの等が行われている。

（２）令和元年１０月７日の第４回検討委員会における１次スクリーニングについて

令和元年１０月７日の第４回検討委員会における１次スクリーニングについては、下記アの法令上の規制区域、下記イの立地上の制約区域を抽出して立地回避区域を設定し、当該立地回避区域を除く県内全域から、下記ウのとおり整備可能地要件を設定した上で、本件処分場の整備可能地を４６箇所抽出した（乙８の５。なお、以下は、被告準備書面（１）２３頁ないし２８頁から要約している。）。。

ア 法令上の規制区域

次に掲げる法令等により指定される地区、区域等について、法令上の規制区域等として、整備可能地から除外した（乙 8 の 4 及び乙 8 の 5 の 1 頁ないし 3 頁）。

（ア）河川法（昭和 39 年法律第 167 号）6 条第 1 項に掲げる河川区域

（イ）地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）3 条の規定により主務大臣（国土交通大臣又は農林水産大臣）が指定する地すべり防止区域

（ウ）砂防法（明治 30 年法律第 29 号）2 条の規定により国土交通大臣が指定する、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域（一般的に「砂防指定地」と呼ばれている区域）

（エ）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）3 条の規定により都道府県知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域

（オ）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）7 条の規定により都道府県知事が指定する土砂災害警戒区域

イ 立地上の制約区域

次に掲げる法令等による指定区域等について、立地上の制約区域として、整備可能地から除外した（乙 8 の 5 の 3 頁）。

（ア）水防法（昭和 24 年法律第 193 号）14 条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水浸水想定区域

（イ）東日本大震災で発生した津波による被害範囲（国土地理院が、

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震後の空中写真や衛星画像を使用して、津波により浸水した範囲を判読した結果）

ウ 整備可能地要件

産業廃棄物最終処分場の整備可能地として求められる要件として、次に掲げる要件等により整備可能地を抽出した（乙8の5の4頁及び5頁）。

（ア）地形・地質

a 昭和41年10月14日付建河砂第259号建設省河川局砂防課長通知「危険溪流に対する資料の提出について」により都道府県が指定する土砂災害危険箇所（土石流危険溪流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所）に該当しないこと。

b 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されていないが、地すべりが発生する可能性がある地形でないこと。

（イ）外部搬入道路要件、主要道路からの距離

2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内であること（大型車が通行できる道路幅（5.5m以上）を考慮し、また、主要道路（2車線以上の幅員を有する道路）からの距離を利便性から1km以内としたもの）。

（3）令和元年12月9日の第5回検討委員会における2次スクリーニングについて

令和元年12月9日の第5回検討委員会において行われた2次スクリーニングでは、1次スクリーニングにより抽出された46箇所の整備可能地から、次に掲げる自然条件、生活環境条件、社会条件及び建設条件等を満たす13箇所に絞り込んだ（乙9の3）。

絞り込みに当たっては、あらかじめ設定した評価基準に従い、「○」、「△」、「×」に区分した評価を行い、×評価となった地区について

は、産業廃棄物最終処分場の整備には適さないと考えられることから、整備可能地から除外することとした（なお、以下は、被告準備書面（１）２９頁ないし３２頁から要約している。）。

ア 自然条件

地形・地質・地盤の概況

地盤の透水性について、地盤の透水性が高い場合、追加の遮水シートを必要とするなど、工事に多額の費用を要することから、不透水層（岩盤）がある可能性がある箇所を○評価、透水層がある可能性がある箇所を△評価、透水性が高い（砂、砂質土、玉石、礫）と想定される箇所を×評価とした。

また、地盤支持力が低い場合は、地盤改良や擁壁の強化等により、工事に多額の費用を要するおそれがあることから、支持層を確認できる箇所を○評価、支持力が期待できる箇所を△評価、支持層を確認できない箇所を×評価とした。

イ 生活環境条件

道路状況

主要道路の幅員や交通量によっては、搬入車両の大きさや車両数の制約となるおそれがあるが、産業廃棄物最終処分場の整備に適さない理由としての基準はないため、参考値として整理した。

ウ 社会条件

（ア）静穏な環境を保全する必要がある施設からの距離

静穏な環境を保全する必要がある施設（学校、保育所、病院、特別養護老人ホーム等）については、産業廃棄物運搬車両や産業廃棄物最終処分場での埋立作業による騒音等により、運営に支障を及ぼすおそれがあることから、おおむね１ｋｍ以内に当該施設がない箇所を○評価、ある箇所を×評価とした。

(イ) 居住地からの距離

居住地については、産業廃棄物運搬車両や産業廃棄物最終処分場での埋立作業による騒音等の影響により、生活環境の悪化を招くおそれがあることから、おおむね500m以内の建物の件数が300件未満である箇所を○評価、300件以上である箇所を×評価とした。

(ウ) 観光地からの距離

観光地については、産業廃棄物運搬車両や産業廃棄物最終処分場での埋立作業による騒音等の影響により、観光地としての価値を損なうおそれがあることから、おおむね1km以内に観光地がない箇所を○評価、ある箇所を×評価とした。

エ 建設条件

地形、現況土地利用の概況

地形、現況土地利用の概況から、産業廃棄物最終処分場（埋立地）及び併設される浸出水処理施設等に必要な各種施設（管理棟等）の配置が困難と想定される箇所を除くため、地形、現況の土地を利用した必要な施設の配置可能な箇所を○評価、配置可能だが課題がある箇所を△評価、配置困難な箇所を×評価とした。

(4) 令和2年2月17日の第6回検討委員会における3次スクリーニングについて

令和2年2月17日の第6回検討委員会において行われた3次スクリーニングでは、2次スクリーニングで絞り込まれた13箇所の整備可能地について、下記アの現地調査の結果と、下記イの評価項目ごとの評価とを合わせて、下記ウの総合評価を行い、自然環境や生活環境への影響が少なく、経済性に優れている3箇所の整備可能地（「城里町上古内」、「常陸太田市和田町」及び「日立市諏訪町」）を選定

した（乙１０の８及び乙１３の９。なお、以下は、被告準備書面（１）
３３頁ないし３７頁から要約している。）。

ア 現地調査

２次スクリーニングで絞り込まれた１３箇所の整備可能地について、検討委員会の委員が現地に赴き、次に掲げる評価項目について評価を行った（乙１０の３及び乙１０の４）。

なお、現地調査による評価の結果、土地利用の状況で土地利用されている４箇所については、十分な埋立容量の確保や浸出水処理施設等の配置が困難と見込まれたことから、評価対象から除くこととし、残る９箇所について総合評価を行うこととした。

（ア）地形・地質の状況

埋立地造成のしやすさ、既存データとの相違等の確認を行い、良（良好な岩盤である、沢地形を活かした造成が可能である等）を○評価、配慮事項ありを△評価、現地調査での地質・地盤の状況の判断が困難であるものを「―（不明）」とした。

（イ）土地利用の状況

調査対象地及びその付近の土地の利用状況（事業跡地、留意すべき土地利用、建物及び墓地等）の確認を行い、良（山林や未利用地）を○評価、配慮事項ありを△評価、土地利用されている箇所を×評価とした。

（ウ）主要道路の状況

道路幅員、舗装の有無、道路に隣接する土地の状況（民家等）の確認を行い、良を○評価、一部幅員が狭小となる整備可能地を△評価とした。

イ 評価項目ごとの評価

（ア）自然環境（地盤の状況）（乙１０の５の１頁）

地盤の表層地盤増幅率（地震の力を割増しする係数で、値が大きいほど揺れやすい。）について、国立研究開発法人防災科学技術研究所が示している「地震ハザードカルテ」において、中程度が1.4以上1.6未満であることから、1.4未満を○評価、1.4以上1.6未満を△評価、1.6以上を×評価とした。

（イ）生活環境（乙10の5の1頁及び2頁）

a 敷地境界から300m以内の住居数

敷地境界から300m以内の住居数（事業所含む）について、9箇所の整備可能地の平均値（20戸）を基準とし、平均値未満を○評価、平均値以上を△評価とした。

b 敷地境界から直近住居までの距離

敷地境界から直近住居（事業所含む）までの距離について、9箇所の整備可能地の平均値（61m）を基準とし、平均値以上を○評価、平均値未満を△評価とした。

c 下水道整備状況

下水道整備区域までの距離について、9箇所の整備可能地の平均値（4.6km）を基準とし、平均値未満を○評価、平均値以上を△評価とした。

（ウ）経済性（乙10の5の2頁及び3頁）

1㎡当たりの概算工事単価について、9箇所の整備可能地の平均値（1万2133円）を基準とし、平均値未満を○評価、平均値以上を△評価とした。概算工事単価については、9箇所の整備可能地について、概略施設配置図を作成し、埋立土工、浸出水処理施設工、管理棟工、搬入道路工、下水道接続工から概算工事費を算出したものであり、用地取得費、補償費は含まない。

ウ 総合評価（乙 10 の 3 の 3 頁及び乙 10 の 6 ないし乙 10 の 9）

2 次スクリーニングで絞り込まれた整備可能地 13 箇所のうち上記アの現地調査による評価の結果、上記アのとおり評価対象から除外することとなった 4 箇所を除く 9 箇所について、上記イの評価項目ごとの評価により評価した結果は、○評価 12 個、△評価 1 個、×評価 0 個の地区が 1 箇所、○評価 9 個、△評価 4 個、×評価 0 個の地区が 2 箇所、○評価 8 個、△評価 4 個、×評価 0 個の地区が 4 箇所、○評価 6 個、△評価 6 個、×評価 1 個の地区が 1 箇所、○評価 5 個、△評価 7 個、×評価 1 個の地区が 1 箇所であった（乙 10 の 6）。

当該評価結果を踏まえて、総合評価を行うに当たっては、①評価が高い○の多い地点から選定する、②周辺の生活環境への影響が小さい地点を選定する、③経済的かつ効率的な整備が可能な地点を選定するという方針により、候補地を選定することとされた（乙 10 の 3 の 3 頁）。

そして、上記①の観点から、13 の評価項目中、過半数の 7 項目以上で○評価を獲得している整備可能地は 7 箇所あり、特に○評価が 9 個以上の 3 箇所は、他に比較して総合的に適合性が高いことから適地と判断された。

これに対し、○評価が 8 個の 4 箇所については、住居が多く、かつ敷地境界が住居と近接している箇所や、高速道路 I C からの距離が遠い箇所、地形上掘削量が多く概算工事費単価が高くなるため効率的な整備ができないと考えられる箇所であり、上記②及び③の観点から適地でないと判断された。

以上のことから、検討委員会は、○評価が 9 個以上の 3 箇所（「城里町上古内」、「常陸太田市和田町」、「日立市諏訪町」）を整備

可能地として選定した（乙10の3の3頁、乙10の8並びに乙10の9の1頁及び2頁）。

- （5）令和2年4月20日の第3回候補地選定会議における選定について検討委員会による整備可能地の選定の結果を踏まえた候補地選定会議では、自然環境及び生活環境への影響や懸念が生じず、事業効率性が高いものを○評価、自然環境及び生活環境への影響や懸念が生じ、事業効率性が低いものを△評価とすることとした。

最終的に整備候補地として選定されることとなった「日立市諏訪町」（本件候補地）に対する評価の詳細は次のとおりである（なお、以下は、被告準備書面（1）38頁ないし48頁から要約している。）。

ア 自然環境への影響（乙15の4の2頁）

次に掲げる事項について評価を行い、「日立市諏訪町」は、「既に開発された採石場跡地で、植生がほとんど見られず、地盤が強固であり、産業廃棄物最終処分場の建設に適した現況の地形を活かしてより安全な施設整備が可能であることから、自然環境への影響が最も少ない」と評価した。

（ア）地形（造成による影響）

「日立市諏訪町」は、鮎川の南側にある石灰石採石場跡地で、既に開発された場所である。既に開発された現況の地形を利用できるため、自然環境への影響が少ないことから、○評価とした。

（イ）地盤・地質

「日立市諏訪町」は不透水性の強固な岩盤であり、安全性が高く、産業廃棄物最終処分場の建設に適した地盤であることから、○評価とした。

イ 生活環境への影響（乙15の4の3頁及び4頁）

次に掲げる項目について比較評価した結果、「日立市諏訪町」は、

周辺住居の状況では、300m以内に事業所が1戸のみとなっているなど、他の候補地と比べて生活環境への影響が少ない。また、工業地域のため、農業への影響がほとんどなく、景観への影響もないことから、生活環境への影響が最も少ないと評価した。

一方で、周辺の公園（諏訪梅林）や水辺（鮎川）への配慮や、最終アクセスとして一部市街地を通ること、小学校が近くにあることから、車両搬入時の交通安全面の配慮が必要であり、今後必要な対策を検討していくこととした。

（ア）周辺住居の状況

「日立市諏訪町」には、住宅は300m以内に1戸（事業所）、500m以内に33戸あり、搬入アクセス道路沿いに点在している。周辺住居数が比較的少なく、生活環境への影響は少ないことから、○評価とした。

（イ）周辺河川の利水状況

「日立市諏訪町」は、鮎川が水源として利用されておらず、また浸出水の排水処理については、公共下水道への接続を予定しているため、周辺の水環境への影響はないことから、○評価とした。

（ウ）交通アクセス

「日立市諏訪町」への想定アクセスルートは、「日立南太田IC～国道6号～山側道路（国道6号大みか町6丁目交差点から国道6号常陸多賀駅入口交差点までを結ぶ日立市の市道及び県道日立笠間線の通称をいう。以下同じ。）～国道6号～市道（梅林通り）～県道37号」及び「日立中央IC～県道日立中央インター線～県道日立山方線～国道6号～市道（梅林通り）～県道37号」であり（乙15の4の3頁。なお、乙15の4には、被告準備書面（1）43頁で述べたとおり、記載誤りや記載漏れがあ

る。）、いずれも車道幅員 5.5 m 以上である。幹線道路の利用により、交通アクセスは良好であることから、○評価とした。

(エ) 交通安全への影響

「日立市諏訪町」は、市道（梅林通り）及び県道 37 号が、日立市大久保町、諏訪町等の市街地を通り、その道路沿いに小学校があることから、交通安全面への配慮が必要であり、△評価とした。

(オ) 主な産業等（乙 15 の 4 の 4 頁）

「日立市諏訪町」は、周辺に操業中の採石場や工場が立地する工業地域であり、市内事業所の産業廃棄物の処理先の確保、利便性の向上につながると考えられることから、○評価とした。

(カ) 自然・文化・観光施設

「日立市諏訪町」は、周辺に都市公園（諏訪梅林約 2.0 km）や市民の憩いの場として利用されている鮎川があり、配慮する必要があることから、△評価とした。

ウ 事業効率性（乙 15 の 4 の 5 頁及び 6 頁）

次に掲げる事項について評価をおこない、「日立市諏訪町」は、「他の 2 箇所と比較して、事業計画に沿った用地買収が可能と推測され、また、「エコフロンティアかさま」と同程度の容量が確保でき、中長期の事業利益の安定確保が見込まれることから、事業効率性が最も高い」と評価した。

(ア) 概算整備費及び下水道整備区域までの距離（乙 15 の 4 の 5 頁）

概算整備費は、事業団が「エコフロンティアかさま」を建設した当時（平成 14 年）の単価を基に物価上昇率（1.2）を加味し、用地費を含めて算定した。用地費は、「エコフロンティアか

さま」全体の用地面積が埋立地面積の約3倍であること（乙12の1の2枚目の「施設概要」）を参考に、用地面積を埋立地面積の3倍とし、国土交通省土地総合情報システムによる土地取引価格単価（各整備可能地から一番近い地域の情報）を適用して算出した。

「日立市諏訪町」は、掘削に伴い発生する残土の処理量がほとんどないことから、下水道工事費を含めても概算事業費は約208億円と比較的低く抑えられるため、○評価とした。

（イ）事業利益予測（乙15の4の6頁）

事業利益予測は、各整備可能地の埋立容量から算定した新たな産業廃棄物最終処分場の想定稼働期間と各整備可能地における施設整備・運営費用及び当該費用の調達方法等を踏まえて算定した。

「日立市諏訪町」は、埋立容量が約244万 m^3 、稼働期間が約23年間で、事業利益予測は約121億円となった。最も安定的な中長期の事業利益の確保が見込まれ、○評価とした。

エ 総合評価結果（乙15の4の7頁）

総合評価の結果、「日立市諏訪町」は、検討委員会で選定された3箇所の整備可能地のうち、評価項目全14項目中、○の評価数が12個と最も多く、また、自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性のそれぞれの観点においても、○評価の数が最も多い結果となった。

このことから、令和2年4月20日開催の第3回候補地選定会議において、自然環境への影響が最も少なく、産業廃棄物最終処分場の建設に適した地形・地盤を活かして安全な施設整備が可能であること、周辺住居が少なく、浸出水を河川へ放流しないため、生活環

境への影響が最も少ないこと、地形や現況を利用した効率的な整備ができ、中長期にわたり安定的な運営が可能なことから、「日立市諏訪町」を本件処分場の整備候補地として選定することを候補地選定会議の結論とした（乙15の4の8頁）。

3 被告が本件候補地を選定したことに裁量権の逸脱・濫用はないことについて

（1）本件候補地選定時の災害に係る考慮について

ア 検討委員会における1次スクリーニングにおいて「洪水浸水想定区域」を整備可能地から除外したことについて

被告は、本件候補地を選定するに当たって、検討委員会における整備可能地の選定結果を踏まえた判断を行っているところ、検討委員会では整備可能地の1次スクリーニングにおいて、「立地上の制約区域」として「洪水浸水想定区域」を除外した。

「洪水浸水想定区域」とは、水防上特に重点的に円滑かつ迅速な避難のための措置を講じることにより安全性の向上を図るべき区域であり、浸水の可能性のある区域を想定し、安全性の高い避難場所を定めて住民や滞在者等に周知し、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための計画の策定等の浸水の防止の取組を促進することで、被害の防止・軽減につなげていくための制度とされている（乙67の92頁）。

検討委員会は、防災面を考慮して、浸水の可能性のある区域である「洪水浸水想定区域」を整備可能地から除外したものである。

なお、「洪水浸水想定区域」等の1次スクリーニングにおいて除外した「法令上の規制区域」や「立地上の制約区域」については、行政庁による指定等がされている区域など、文献調査等により客観的に把握することができるものを選定項目としたものである。

そして、「洪水浸水想定区域」は、市町村が作成し、公表している「洪水ハザードマップ」で客観的に確認することができる趣旨で選定項目としたものである。

イ 原告らの「洪水浸水想定区域」に係る主張について

(ア) 原告らの検討委員会による1次スクリーニングにおける「洪水浸水想定区域」に該当するかの判断は「洪水浸水想定区域」の実質を有しているか否かにより行うべきとの主張について

原告らは、検討委員会が1次スクリーニングにおいて、「立地上の制約区域」として「洪水浸水想定区域」を整備可能地から除外するという裁量基準を設けた趣旨は、土砂崩れや洪水による災害発生防止にあるとして、1次スクリーニングにおける「洪水浸水想定区域」に該当するかどうかの判断は、形式的にはなく、実質を有するか否かにより行うべきと主張している。

しかし、「洪水浸水想定区域」は、水防法に基づき行政庁が指定する区域であるから、既に権限を有する当該行政庁が当該指定の根拠となる水防法の基準等に照らして、指定をすべきか否か調査し、審査した上で指定がされており、既に当該行政庁によって指定の実質を有するか否かの実体的な判断がなされているものといえることができる区域である。

検討委員会は、上記アのとおり、「洪水浸水想定区域」は、「洪水ハザードマップ」で客観的に確認することができる趣旨で選定項目としたものであるから、権限を有する行政庁が行うような、水防法の基準等に照らして、改めて「洪水浸水想定区域」に指定すべき実質を有するか否かを調査・審査まで行う趣旨で1次スクリーニングの選定項目としたものではなく、水防法の「洪水浸水想定区域」に準じた考慮が必要であるという実体的な意味での裁

量権行使の基準として設けたものでもない。

したがって、原告らの主張は失当である。

(イ) 原告らの本件候補地は「洪水浸水想定区域」の実質を有するとの主張について

原告らは、本件候補地には「唐津沢」なる鮎川の支川である二級河川が存在し、「洪水浸水想定区域」の指定の基準となる「想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」（以下「想定最大規模降雨」という。1000年に1回程度の降雨規模が想定されている。）に基づきシミュレーションすると「唐津沢」は洪水浸水することとなるから、本件候補地は「洪水浸水想定区域」の実質を有し、水防法令和3年改正における趣旨（河川指定がなされていない二級河川等の支川も「洪水浸水想定区域」として指定すべき）を踏まえれば、本件候補地は「洪水浸水想定区域」に準じるものとして、検討委員会の1次スクリーニングにおいて、本件候補地を整備可能地から除外すべきであったと主張している。

しかし、「洪水浸水想定区域」を指定する水防法において、その指定の対象となる河川は、洪水予報河川、水位周知河川、特定都市河川又は河川法に規定する一級河川若しくは二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準（周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住等する建築物等が存すること等）に該当する河川とされているところ（水防法14条1項及び2項）、本件候補地には原告らがいう「唐津沢」なる河川は存在しない。

河川法12条に基づく「河川現況台帳」（乙86）、現在の公

図や閉鎖された公図（乙 8 7 及び 8 8）、空中写真（乙 8 9）等においても、本件候補地に「唐津沢」なる河川の存在は確認できない。

原告らのいう「唐津沢」が、被告が令和 2 年 1 1 月から令和 3 年 2 月及び同年 9 月から 1 0 月にかけて実施した水文調査（当該地域における水の分布・移動の状況、水質等を把握するための水文・水資源学や水利科学などの専門科学的な知見に基づく調査。乙 5 1 の 4、乙 5 4 の 2）において確認された表流水（地上を流れる水。当該調査における流量観測地点である地点 1 で観測したもの。乙 5 1 の 4 の 7 頁、乙 5 4 の 2 の 7 0 頁、乙 6 9）の流れを指すとすれば、それは、洪水予報河川、水位周知河川又は特定都市河川のいずれにも当たらず、また、一級河川又は二級河川のいずれにも当たらない。

したがって、本件候補地に「唐津沢」なる河川は存在しないことから、水防法における「洪水浸水想定区域」の指定の要件を欠き、本件候補地が「洪水浸水想定区域」の実質を有することではなく、「洪水浸水想定区域」に準ずるものとして取り扱うべき理由もないから、原告らの主張は失当である。

また、原告らは「唐津沢」を二級河川に指定しなかったとして被告に河川管理上の瑕疵があると主張しているが、当該主張は本件の争点とは関係がない上、上記のとおり、「唐津沢」なる河川は存在しないから、被告に河川管理上の瑕疵はない。

なお、検討委員会におけるスクリーニングは、その時点における客観的な各種法規制の状況等をスクリーニング項目として整理して行うものであり、その選定後にスクリーニング項目に係る法律の改正があったとしても、改めて選定をやり直さなければ

ば当初の選定が違法になるということはないが、仮に本件候補地が「洪水浸水想定区域」に指定されるようなことがあったとしても、「洪水浸水想定区域」の趣旨に従って、その浸水想定に対応した情報収集・伝達、防災教育・訓練、浸水防止対策に使用する資機材の備蓄等の浸水対策を検討していくものである（「洪水浸水想定区域」は、産業廃棄物最終処分場の建設を禁止するものではない。）。

ウ 原告らの鮎川の流下能力からみて本件候補地は洪水の危険性が高いとの主張について

原告らは、本件候補地に降った雨水の放流先である鮎川には、下流側に隧道区間があるため、鮎川の流下能力は $18.437\text{ m}^3/\text{s}$ と極めて低く、この流下能力に対する洪水を引き起こす限界の降雨強度は $15.2\text{ mm}/\text{h}$ と極めて小さく、想定最大規模降雨の $153\text{ mm}/\text{h}$ と比べて、極めて小さい数字であることから、本件候補地周辺は洪水災害の危険性が非常に高い危険区域であることは明白であると主張している。

しかし、原告らが鮎川の流下能力をどのように評価しているにせよ、本件候補地は、過去の洪水被害の発生状況に鑑みて、洪水災害の危険性が高い危険区域ではない。

過去の本件候補地周辺の洪水被害の発生状況をみると、昭和22年9月に発生したカスリーン台風の際、訴外日立セメント株式会社の破砕室が土砂で埋没し、索道起動所も破壊され、事務所等が浸水した（乙48の2の15頁）。

しかし、当時、破砕室が存していた位置は本件候補地と県道37号が接する地点から西側（当該地点からみて鮎川の上流側）に約370m離れた位置であり（乙65）、それ以外の施設については本

件候補地と県道３７号が接する地点から北側（当該地点からみて鮎川の下流側）に約３００ｍ離れた位置であり（乙６５）、いずれも本件候補地とは場所が異なり、本件候補地自体での被害は確認されていない。

なお、カスリーン台風の後、被告は、昭和２６年１１月１３日付け建設省告示第９６１号による鮎川の一部の区間に係る砂防指定地の指定を経て、本件候補地と県道３７号が接する地点からみて鮎川の下流側に、堰堤工（溪底に堆積した不安定な土砂の流出の防止等を目的とする施設）、護岸工（溪岸の侵食、崩壊等の防止を目的とする施設）等を整備し、また、昭和３１年１１月１０日付け建設省告示第１７８０号による鮎川の一部の区間に係る砂防指定地の指定を経て、本件候補地と県道３７号が接する地点からみて鮎川の上流側から下流側までにかけて、護岸工を整備し、治水上、土砂災害の防止を図ったため（乙６６）、現在、本件候補地周辺は、カスリーン台風によって被害が生じた治水上の状況と同様の状況にはない。

また、被告が令和２年５月に本件候補地を選定した後ではあるが、令和５年９月８日に日立市に接近した令和５年台風第１３号の際、日立市内で浸水等の被害が発生した（甲３０）。

しかし、令和５年台風第１３号の際にも、本件候補地の近隣を流れる鮎川が溢水して、鮎川から本件候補地の敷地内に水が流入し、本件候補地自体に洪水被害が生じたとの事実はない。

なお、原告らは、令和５年台風第１３号の際に本件候補地において地盤が崩壊したと主張しているが、下記第４の３（３）エで述べるとおり、それは地盤の崩壊という事象ではない上、本件処分場等の施設の整備後は、そのような事象が生ずることはない。

以上のとおり、本件候補地は洪水災害の危険性が高い危険区域ではないから、本件候補地を選定した被告の判断に誤りがあるということにはならない。

(2) 本件候補地選定時の道路状況に係る考慮について

ア 検討委員会の1次スクリーニングにおいて「2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内」との要件を設定したことについて

(ア) 被告は、本件候補地の選定に当たって、検討委員会における整備可能地の選定の結果を踏まえた判断を行っているところ、検討委員会では、1次スクリーニングにおいて、「外部搬入道路要件、主要道路からの距離」として、「2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内である」ことを整備可能地の要件とした(乙8の5の4頁)。

この要件は、大型車が通行できる道路幅(5.5m以上)を考慮し、また、主要道路(2車線以上の幅員を有する道路)からの距離を利便性から1km以内としたものである(乙8の5の4頁)。

このうち、大型車が通行できる道路幅を5.5m以上としたことについては、道路構造令(昭和45年政令第320号)を踏まえたものである。

道路構造令では、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路の1車線の幅員の標準値は3.5mないし2.75mとされている(5条4項)。

また、同令において、普通道路(小型自動車等のみの通行の用に供する道路以外の道路をいう。以下同じ。)の設計に当たっては、第1種、第2種、第3種第1級若しくは第4種第1級の普通

道路（高速自動車国道や交通量の多い一部の国道等）又は重要物流道路である普通道路にあっては小型自動車及びセミトレーラ連結車が、その他の普通道路にあっては小型自動車及び普通自動車が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとするとしており（４条１項）、これらの車両の幅員については最大２．５mとして設計することとされている（４条２項）。

これらの道路の設計の基礎とする自動車の寸法、重量等は、小型自動車にあっては乗用車を、普通自動車にあっては後２軸のトラックを、セミトレーラ連結車にあっては４軸車を想定して定めたものであり、今後新設又は改築する道路の設計の基礎とするものであるとされている（乙７２の１７７頁）。

また、これらの道路の設計の基礎とする自動車の寸法、重量等は、車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）による車両の諸元に関する基準における最大寸法の車両が安全かつ円滑に通行できるように定めたものとされている（乙７２の１７７頁）。

これらのことから、大型車が通行できる道路幅を、１車線の幅員の標準値である２．７５mの２倍の値である５．５m以上とした１次スクリーニングの要件が合理的であることは明らかである。

なお、道路の幅員は、地形等の理由により、必ずしも道路の起点から終点まで一定とは限らないが、一部狭隘な箇所があったとしても、当該箇所を改良する等の対策によって搬入ルートとすることは十分可能であるから、その起点から終点までの全区間が５．５m以上の幅員である必要はない。

(イ) 検討委員会では、上記の「2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内である」の要件について、整備可能地から直線距離が1km以内の範囲に、5.5m以上の幅員を有する道路（国土交通省国土地理院の数値地図（国土基本情報20万）で確認できるもの）が存するかどうかを確認している。

また、検討委員会の事務局は、検討委員会における1次スクリーニング後に改めて精査したところ、5.5m以上の幅員を有する道路において、一部、一般車両のすれ違いすら不可能なほど狭隘で、改良等の対策も地形等の理由により現実的に困難である区間が含まれているものがあったため、上記の1次スクリーニングの要件を設定した趣旨に鑑みて、スクリーニング対象から除外することとし、その旨を検討委員会の委員に報告している（乙9の5の1頁ないし3頁）。

さらに、3次スクリーニングでは、検討委員会の委員が現地調査を行い、主要道路の道路幅員等の状況について評価している（乙10の3及び乙10の4）。

(ウ) 以上のとおり、5.5m以上の幅員を有し、検討委員会での精査も経た道路であれば、当該道路の改良を行うなどの対策を行うことで、搬入ルートとして利用することができるのである。

イ 本件候補地は「外部搬入道路要件、主要道路からの距離」の要件を満たしていることについて

本件候補地に隣接する道路である県道37号は、5.5m以上の幅員を有する道路であり、本件候補地との直線距離は1km以内であるから、本件候補地は「2車線以上の幅員を有する道路からの直線距離が1km以内の区域内である」との整備可能地の要件を満たしている。

なお、本件候補地の選定時、被告が想定していた本件処分場への想定アクセスルートは、南側からは「山側道路～国道6号常陸多賀駅入口交差点～国道6号油縄子交差点～市道（梅林通り）～県道37号」のルート、北側からは「国道6号～国道6号油縄子交差点～市道（梅林通り）～県道37号」のルートであり（乙15の4の3頁）、当該ルート上の国道6号、梅林通り及び県道37号の区間の幅員は5.5m以上ある（なお、当該区間の状況については、被告準備書面（3）7頁ないし10頁で述べたとおりである）。

ウ 原告荒川の県道37号の幅員に係る供述について

（ア）原告荒川の県道37号の本件処分場の西側の区間が幅員5.5メートルに満たないとの供述について

原告荒川照明（以下「原告荒川」という。）は、県道37号のうち、本件候補地から常陸太田市側（本件候補地の西側）の区間には、甲67のとおり、幅員が5.5m未満の箇所があることを測定し、確認した旨供述し（原告荒川の本人調書6頁8行目ないし7頁21行目）、1次スクリーニングでは幅員5.5m以上が条件とされていたが、幅員5.5m以上という条件は、道路構造令の中で、搬入道路・主要道路は全てどここの箇所も満たしていなければならないとされているところ、県道37号はその条件を満たしていない旨供述する（原告荒川の本人調書9頁1行目ないし20行目）。

しかし、1次スクリーニングにおける道路に係る要件は、5.5m以上の幅員を有する道路であるところ、上記イのとおり、本件候補地に隣接する県道37号は5.5m以上の幅員を有する道路である上、県道37号を含む本件候補地選定時の想定アクセスルート上の道路区間の幅員は5.5m以上ある（なお、原告荒川も、県道37号のうち本件候補地から東側の想定アクセスルート上の区間に

については幅員 5.5 m 以上あることを認める旨供述している（原告荒川の本人調書 6 頁 5 行目ないし 7 行目）。）。

原告荒川は、本件候補地選定時の想定アクセスルートではない、県道 37 号のうち本件候補地から西側の区間の一部が、幅員 5.5 m に満たないことをもって、1 次スクリーニングにおける幅員 5.5 m 以上の条件を満たしていない旨供述するが（原告荒川の本人調書 9 頁 1 行目ないし 4 行目）、1 次スクリーニングにおける道路に係る要件は幅員 5.5 m 以上を有する道路であり、その起点から終点までの全区間が 5.5 m 以上の幅員である必要はないから、原告荒川が供述するような搬入道路・主要道路は全てどこ箇所も満たしていなければならない（原告荒川の本人調書 9 頁 9 行目ないし 12 行目）という条件ではない。

したがって、本件候補地が検討委員会における 1 次スクリーニングの要件を満たしていることに変わりはない。

（イ）原告荒川の検討委員会による「センターラインのある舗装」との評価は実態を反映していないとの供述について

原告荒川は、3 次スクリーニングに係る資料（乙 10 の 6 の 9 頁）において、「M の総合評価」との記載における「M」とは、本件候補地を指しており、「M」の主要道路の状況を「センターラインのある舗装」として、「評価」を「○」としたことは、本件候補地への県道 37 号の常陸太田市方面からの進入路を考えた場合、実態を反映していない旨供述する（原告荒川の本人調書 11 頁 2 行目ないし 25 行目）。

しかし、原告荒川は、本件候補地選定時の想定アクセスルートではない、県道 37 号のうち本件候補地から西側の区間の一部にセンターラインが存在しないことをもって、検討委員会の評価が

実態を反映してしない旨供述するが（原告荒川の本人調書 1 1 頁 2 1 行目ないし 2 4 行目）、本件候補地の主要道路（2 車線以上の幅員を有する道路）である県道 3 7 号のうち、本件候補地選定時の想定アクセスルートの区間には、「センターライン」がある（なお、原告荒川も県道 3 7 号の本件候補地の東側の区間にセンターラインが存在することを認める旨の供述をしている（原告荒川の本人調書 6 頁 5 行目ないし 7 行目）。）。

したがって、検討委員会の評価は実態を反映したものであり、何ら問題はない。

（ウ）原告荒川の大型車両通行禁止に係る供述について

原告荒川は、1 次スクリーニングでは、搬入道路の幅員については「大型車が通行できる道路幅（5. 5 m 以上）を考慮」したとしているが、当初、被告は本件候補地の搬入道路を鮎川橋北交差点から上諏訪通りを通して常陸太田市方面まで行く道路を設定していたとし、上諏訪通りには大型車進入禁止の標識が付いているから、大型車が通れない道路である旨供述し（原告荒川の本人調書 3 頁 4 行目ないし 5 頁 1 0 行目）、その後、搬入道路としては、国道 6 号の南側の油縄子交差点から常陸太田市方面に向かうことということが提案された旨供述する（原告荒川の本人調書 5 頁 1 7 行目）。

この点について、原告荒川の陳述書では、「本件処分場建設決定の最初の知事発表では処分場搬入道路は県道 3 7 号でしたが、その後の住民説明会では梅林通り～県道 3 7 号に変わりました。それは国道 6 号の鮎川橋北から県道 3 7 号線が出ており、梅林通りと合流する個所が大型車通行禁止となっていることを見逃したという杜撰な計画だったためとの説明でした。」との記載があ

る（甲５１の９頁）。

しかし、本件候補地選定時の想定アクセスルートは、「山側道路～国道６号常陸多賀駅入口交差点～国道６号油縄子交差点～市道（梅林通り）～県道３７号」のルート、北側からは「国道６号～国道６号油縄子交差点～市道（梅林通り）～県道３７号」のルートであるから、原告荒川が供述する「国道６号～鮎川橋北交差点～県道３７号」のようなルートではない（乙１５の４の３頁）。

また、原告荒川は、甲４の令和２年５月２９日に知事が本件候補地を決定したことを最初に公表したときの記者会見で配布した資料の１頁の図において、鮎川橋北から上諏訪通りを通過して、常陸太田市方面に至る線が図示されており、同図には梅林通りが図示されていないことから、当初は、鮎川橋北のところを搬入路とする計画だった旨供述する（原告荒川の本人調書２４頁２１行目ないし２５頁１２行目）。

しかし、甲４の１頁の図は、本件候補地の位置を示すために、主な国道（常磐自動車道、国道６号及び国道２４５号）及び県道（県道３７号）を図示したものであり（想定アクセスルートである梅林通りは市道であるため図示していない。）、原告荒川が供述するような本件候補地への想定アクセスルートを図示したのではなく、甲４には本件候補地への想定アクセスルートを図示した旨の記載もない。

また、被告が「梅林通りと合流する個所が大型車通行禁止となっていることを見逃したという杜撰な計画だった」と説明したことは一切ない。

したがって、原告荒川の供述は、根拠のない憶測にすぎない。

（３）本件候補地選定時の生活環境・交通安全面への影響に係る考慮につ

いて

ア 候補地選定会議において、本件候補地は、交通安全面の配慮が必要であるが生活環境への影響は最も少ないと判断したことについて

被告は、本件候補地の選定を行うに当たって、候補地選定会議による検討を行っているところ、候補地選定会議においては、3箇所の整備可能地から本件候補地を選定するに当たり、本件候補地への想定アクセスルートについて、「一部市街地を通る上、その道路沿いに小学校があることから、交通安全面での配慮が必要」との評価をしており（乙15の4の3頁）、本件候補地の生活環境への影響についての評価は、近隣の公園や河川が市民の憩いの場として利用されていることへの配慮と、最終アクセスについて交通安全面の配慮が必要であるが、「○」評価の数が6個と最も多く、周辺住居数が他の2箇所よりも少ないことから、生活環境への影響は最も少ないと判断している（乙15の4の4頁）。

被告は、本件候補地の選定の際には、候補地選定会議における「交通安全面での配慮が必要」との評価を受けて、今後必要な対策を検討することとしたほか、「エコフロンティアかさま」において講じていた運用面での交通安全上の対策と同様の対策は当然講じることとし、搬入車両の集中を避け、搬入車両の運行に伴う騒音等の影響を軽減するため、車両の搬入時間の分散化を図る方針とし（乙54の1の148頁）、搬入車両の運転者等に対しては、あらかじめ安全管理講習会を行い、交通マナー等のルール遵守の徹底を図るとともに、急発進、急加速、空ぶかしをしないことや、駐停車中にはアイドリングストップ（エンジンの一時停止）をすること等の交通安全教育を行う方針とした（乙54の1の150頁）。

被告は、下記第３の１で述べるとおり、本件候補地の選定後、本件事業に係る新設道路を整備して本件処分場の搬入ルートとして使用することとし、本件候補地選定時の想定アクセスルートであった梅林通り及び県道３７号については搬入ルートとして使用しないこととしたが、これらの梅林通り及び県道３７号については、新設道路の整備と併せて、地域住民の生活環境の向上及び地域振興に資するよう交通安全上の対策を目的として、以下の道路改良等を実施することとした（乙２０の９の２の５頁及び１９頁、乙９３及び乙９４）。

（ア）梅林通りのふれあい橋周辺から県道３７号の本件候補地までの区間については、片側歩道を整備することとした（なお、令和６年８月から順次工事に着手しており、一部区間の整備が完了している。）。

（イ）県道３７号の大平田集会所付近から本件候補地までの急カーブなどがある区間については、局所改良することとした。

（ウ）梅林通りのうち、梅林通りと通称「諏訪通り」との交差点から常陸太田市方面へ約４００メートルまでの緩いＳ字カーブとなっている区間については（乙７１の１１ないし乙７１の１４）、本件候補地選定時には、ガードパイプ等の防護柵は設置されていなかったところ、ガードパイプを設置することとした（なお、令和６年３月に設置を完了している（甲４９の写真８、甲５９の写真③②、写真③⑤、写真③⑥）。）。

（エ）梅林通りと国道６号の交差点である油縄子交差点については、梅林通りから国道６号に進入する既設の右折レーンについて延長することとした（乙９４の３頁）。

このように、被告は、新設道路を搬入ルートとして使用すること

として、本件候補地選定時の想定アクセスルートであった梅林通り及び県道３７号を搬入ルートとして使用することがなくなった後も、これらの梅林通り及び県道３７号について地域住民の生活環境の向上及び地域振興に資するよう各種の交通安全上の対策を行っているのであって、仮に、新設道路を整備せずに、当初の想定どおり梅林通り及び県道３７号を搬入ルートとして使用するのであれば、同様の設備面での交通安全上の対策を当然講じたものである。

イ 原告らの本件候補地の搬入路に係る主張について

(ア) 原告らの新設道路なしに安全な搬入路を確保できる状況になかったとの主張について

原告らは、本件候補地について、大型車両の交通量が著しく多くなり、悪影響が出るとして、道路を新設することなしに、周辺住民に危険を及ぼすことのない安全な搬入路を確保できる状況にはなかったと主張している。

しかし、被告の本件候補地選定時の想定アクセスルートである梅林通り及び県道３７号は、本件候補地が石灰石の採石場であった頃、石灰石等を運搬する大型車両が通行していたルートであったことを鑑みると（乙４８の２の１６頁、１７頁及び１９頁）、当該ルートを本件処分場への搬入ルートとして使用することは、直ちに周辺住民の生命身体が危ぶまれる事態にはならない。

その上、被告は、本件候補地の選定の際、候補地選定会議における「交通安全面での配慮が必要」との評価を受けて、今後必要な対策を検討することとしたほか、「エコフロンティアかさま」において講じていた運用面での交通安全上の対策（車両の搬入時間の分散化（乙９６の２）や搬入車両の運転者等への交通安全教育等）と同様の対策は当然講じることとしている（乙５４の１の

148頁及び150頁）。

その後、被告は、新設道路を搬入ルートとして使用することとして、本件候補地選定時の想定アクセスルートである梅林通り及び県道37号を搬入ルートとして使用することはなくなった後も、これらの梅林通り及び県道37号について各種の交通安全上の対策（片側歩道の整備、急カーブなどがある区間の局所改良、ガードパイプの設置、右折レーンの延長等）を行っているのであって、仮に、新設道路を整備せずに、当初の想定どおり梅林通り及び県道37号を搬入ルートとして使用するのであれば、同様の設備面での交通安全上の対策を当然講じたものである。

したがって、原告らの周辺住民に危険を及ぼすことのない安全な搬入路を確保できる状況にはなかったとの主張は、抽象的である上、具体的な根拠を欠くものである。

（イ）原告らの大型車両の交通量が著しく多くなるとの主張について

原告らは、被告による交通量調査（甲7の6頁）及び「エコフロンティアかさま」と同様の交通量（甲6の1頁）の増加が生じると、交通量は468台（12時間）となると主張している。

しかし、被告の交通量調査（甲7の6頁）は、令和2年8月から9月にかけて、車両ナンバーが「1」（普通貨物自動車）、「2」（普通乗合自動車）、「8」（特種用途自動車）、「9」（大型特殊自動車（建設機械を除く。））、「0」（大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの）の車両を、「大型車」ととらえて調査したものである。

原告らは、被告による交通量調査（甲7の6頁）における12時間の「大型車」の台数である268台に、被告が住民説明会で説明した「エコフロンティアかさま」への1日当たりの搬入車両

の台数約１００台（往復で２００台。甲６の１頁）をそのまま足し上げて、１２時間の「大型車」の交通量が４６８台になると主張しているようであるが、「エコフロンティアかさま」への１日当たりの搬入車両の台数は、「大型車」以外の車両の台数も含まれた数字であり、実際は、「大型車」に該当するものは約１００台のうち６０台程度（往復で約１２０台程度）である。

したがって、原告らのように２６８台に２００台をそのまま足し上げることは、適当ではない。

なお、被告は、本件処分場における想定搬入台数を１日平均約８０台と試算しているが（乙５４の１の１４８頁）、その全てが「大型車」になるとは限らない。

また、被告による交通量調査（甲７の６頁）では、交通量が最も多かったのは、梅林通りにおける諏訪小学校付近の交差点の西側であり、午前７時から午後７時までの１２時間で、４３５６台となっており、そのうち「大型車」の台数は２６８台（車両通過台数に占める割合は約６％）であった（甲７の６頁）。

したがって、車両通過台数に占める「大型車」の割合は小さく、想定搬入台数に係る「大型車」の台数を加えたとしても、交通量全体への影響は限定的であるから、原告らの主張は失当である。

（ウ）原告らの大型車両によって交通の危険が増加するとの主張について

原告らは、大型車両は既存道路（梅林通り及び県道３７号）の幅員からすると大型車両同士がすれ違いの際には路肩ギリギリのところを通過するため、諏訪小学校に登下校中の生徒、ゆなご保育園及びつくしんぼ保育園に登降園中の園児・保護者、つくしんぼ保育園の散歩中の園児、諏訪梅林来訪者に交通の危険を増加

させると主張している。

しかし、本件候補地の選定時の想定アクセスルートである梅林通り及び県道３７号は、本件候補地が石灰石の採石場であった頃、石灰石等を運搬する大型車両が通行していたルートであったことを鑑みると（乙４８の２の１６頁、１７頁及び１９頁）、梅林通り及び県道３７号を本件処分場への搬入ルートとして使用することは、直ちに梅林通り及び県道３７号の利用者に交通の危険が増加する事態にはならない上、被告は、本件候補地の選定の際には候補地選定会議における「交通安全面での配慮が必要」との評価を受けて、今後必要な対策を検討することとしたほか、「エコフロンティアかさま」において講じていた運用面での交通安全上の対策（車両の搬入時間の分散化（乙９６の２）や搬入車両の運転者等への交通安全教育等）と同様の対策は当然講じることとし（乙５４の１の１４８頁及び１５０頁）、その後、被告は、新設道路を搬入ルートとして使用することとして、本件候補地選定時の想定アクセスルートである梅林通り及び県道３７号を搬入ルートとして使用することはなくなった後も、これらの梅林通り及び県道３７号について各種の交通安全上の対策（片側歩道の整備、急カーブなどがある区間の局所改良、ガードパイプの設置、右折レーンの延長等）を行っているのであって、仮に、新設道路を整備せずに、当初の想定どおり梅林通り及び県道３７号を搬入ルートとして使用するのであれば、同様の設備面での交通安全上の対策を当然講じたものであるから、原告らの交通の危険を増加させるとの主張は具体的な根拠を欠くものである。

また、原告らは、本件処分場建設後に大型ダンプ車の通行が増加すればつくしんぼ保育園の園児らの身の安全を守るのが困難

になると主張している。

この点について、原告荒川は、つくしんぼ保育園では、1980年（昭和55年）くらいから、園児たちの毎日の散歩が行われている旨供述し（原告荒川の本人調書19頁13行目ないし23行目）、つくしんぼ保育園の正面道路（平和台霊園方面からつくしんぼ保育園の前を通り、梅林通りに合流する丁字路までの道路）には、今でも大型車両が水戸市や東海村の方面から来て常陸太田市方面に向かっており、本件処分場ができれば大型車両の通行量がさらに増加する旨供述し（原告荒川の本人調書14頁16行目ないし26行目）、原告荒川の陳述書には、「諏訪梅林へ行く散歩コースは、本件丁字路の梅林通りの横断歩道を横断して、梅林道路の鮎川側歩道を歩いていき、諏訪梅林の手前で信号機のある横断歩道を横断して、梅林通りから県道37号線を歩いて諏訪梅林に入るといえるものです。その間の梅林通りの状況は、車道と歩道を区切るサイドポールが無いために、職員らは大型車両が園児らの側を通行するので、風圧や飛び石も心配していました。本件処分場ができて今よりも車両、特に大型ダンプ車が増えることになれば園児らの身の安全を守るのが困難だという不安を感じていました。」と記載されている（甲51の5頁ないし7頁）。

しかし、つくしんぼ保育園の園児の散歩コースは、本件候補地が石灰石の採石場であった頃、石灰石等を運搬する大型車両が通行していたルートである（乙48の2の16頁、17頁及び19頁）。

この点について、原告荒川は、訴外日立セメント株式会社が石灰石の採掘を行っていた時期でも園児の散歩が行われていた旨供述し（原告荒川の本人調書19頁の25行目ないし20頁の2

行目)、乙48の2の訴外日立セメント株式会社等のダンプトラックは、通常は1日当たり延べ80から100台のトラックが走っていたとの記載について、「多分そうじゃないかと思います。」と供述し(原告荒川の本人調書20頁の3行目ないし15行目)、ダンプトラックが通行していた時期においても、園児らは水遊びや散歩を長年行っていた旨供述している(原告荒川の本人調書20頁の25行目ないし21頁の4行目)。

したがって、原告らのつくしんぼ保育園の園児らの身の安全を守るのが困難になるとの主張は、過去に大型ダンプ車が通行していた状況下でも、園児らが散歩していたという事実に鑑みて、具体的な根拠を欠くものである。

(エ) 原告らの騒音や振動に係る主張について

原告らは、梅林通り及び県道37号の沿道には住宅が建ち住民が居住しているが、こうした住民は今でも大型車両の騒音や振動に悩まされており、本件処分場が建設され大型車両の交通量が増加すると、沿道の住民が騒音や振動に悩む時間が倍に増えることとなると主張している。

この点について、原告荒川は、梅林通りから県道37号線沿線の住民とか利用者から危険な実態が寄せられた旨供述し(原告荒川の本人調書13頁の17行目ないし21行目)、原告荒川の陳述書には、「県道37号線の諏訪町大平田から山側角の家の方」から、甲47において「叔母から以前話を聞いたとき・・・トラックで家がゆれ、塵でテーブルじゃりじゃり・・・今セメント関係ないからしっかり反対します・・・今後この道路(メイン)となるともっと通るの?!ゾッとします」という文言が寄せられた旨記載されている(甲51の4頁)。

しかし、本件候補地の選定時の想定アクセスルートである梅林通り及び県道３７号は、本件候補地が石灰石の採石場であった頃、石灰石等を運搬する大型車両が通行していたルートであったことを鑑みると（乙４８の２の１６頁、１７頁及び１９頁）、梅林通り及び県道３７号を本件処分場への搬入ルートとして使用することは、直ちに梅林通り及び県道３７号の沿道の住民が騒音や振動に悩む時間が倍に増える事態にはならない上、被告は、本件候補地の選定の際には「エコフロンティアかさま」において講じていた運用面での交通安全上の対策（車両の搬入時間の分散化（乙９６の２）や搬入車両の運転者等への交通安全教育等）と同様の対策は当然講じることとしているから（乙５４の１の１４８頁及び１５０頁）、原告らの主張は抽象的である上、具体的な根拠を欠くものである。

なお、原告荒川は、甲４７の「今後この道路（メイン）となるともっと通るの？！と思うとゾッとします。」との記載について、「この道路（メイン）」とは、梅林通り及び県道３７号を指している旨供述する（原告荒川の本人調書２１頁２２行ないし２８行目）。

しかし、甲４７は、２０２４年（令和６年）に作成されたものであるが（原告荒川の本人調書５行目ないし１７行目）、被告が新設道路を整備して搬入ルートとして使用することとして、梅林通り及び県道３７号を搬入ルートとして使用しないこととしたことを公表したのは令和３年２月１５日（乙２０の９の１及び乙２０の９の２）であるから、それ以降に作成された甲４７の梅林通り及び県道３７号を搬入ルートとして使用するかのごとき記載は事実と反する。

この点について、原告荒川は、甲 4 7 を作成した住民は新設道路が本当にできることについて不安を持っている、工事が始まっているけれども中止か何かがあるかもしれない趣旨である旨供述する（原告荒川の本人調書 2 2 頁の 5 行目ないし 1 3 行目）。

しかし、被告は適切に新設道路の整備を進めており、甲 4 7 が作成された 2 0 2 4 年（令和 6 年）の時期においても、新設道路の整備が中止となるような事情は一切なかったことから、甲 4 7 を作成した住民の新設道路の整備が中止されるかもしれないとの不安（あるいは原告荒川が、甲 4 7 を作成した住民がそのような不安を持っていると思ったこと。）には、何ら根拠がない。

（オ）原告らの油縄子交差点の渋滞に係る主張について

原告らは、油縄子交差点を梅林通りから国道 6 号に右折して進行するときには、油縄子交差点手前の右折車線が短く、右折車線が設けられている箇所の道路幅も広くないため、現在の油縄子交差点前の梅林通りは右折待ちの車が並んで渋滞することが多く、大型車両の交通量増加は、同交差点の渋滞を深刻化し、他の通行車両や歩行者の危険を増加させると主張している。

しかし、本件候補地の選定時の想定アクセスルートである梅林通りは、本件候補地が石灰石の採石場であった頃、石灰石等を運搬する大型車両が通行していたルートであったことを鑑みると（乙 4 8 の 2 の 1 6 頁、1 7 頁及び 1 9 頁）、原告らの主張は、大型車が通行している道路において、単に大型車の通行の増加が予想されることをもって、直ちに渋滞が深刻化し、他の車両や付近の歩行者に危険が生ずるというものであり、抽象的な主張といわざるを得ない。

また、本件候補地選定時において、油縄子交差点には歩道及び

ガードパイプが設置されており（乙 7 1 の 1）、原告らの歩行者の危険を増加させるとの主張が、具体的にどのような状況を指しているのかは明らかではない。

なお、被告は、本件候補地の選定の際には候補地選定会議における「交通安全面での配慮が必要」との評価を受けて、今後必要な対策を検討することとしたほか、「エコフロンティアかさま」において講じていた運用面での交通安全上の対策（車両の搬入時間の分散化（乙 9 6 の 2）や搬入車両の運転者等への交通安全教育等）と同様の対策は当然講じることとし、その後、被告は、新設道路を搬入ルートとして使用することとして、本件候補地選定時の想定アクセスルートである梅林通りを搬入ルートとして使用することはなくなった後も、梅林通りと国道 6 号の交差点である油縄子交差点について、梅林通りから国道 6 号に進入する既設の右折レーンを延長することとしているのであって、仮に、新設道路を整備せずに、当初の想定どおり梅林通りを搬入ルートとして使用するのであれば、同様の設備面での交通安全上の対策を当然講じたものである。

4 小括

以上のとおり、本件候補地は、学識経験者等からなる検討委員会において、客観的かつ専門的な知見に基づく提言を受けて策定された基本方針に基づき、同じく検討委員会において客観的かつ専門的な検討の結果絞り込まれた 3 箇所の整備可能地の中から、候補地選定会議において 3 箇所の整備可能地に対する丁寧な評価・比較がなされた結果、本件処分場の整備候補地として選定されたものである。

被告は、これらの経緯を経て選定された本件候補地を本件処分場の整備候補地とすることを決定したものであるから、その判断は、客観的か

つ専門的な知見に基づくものであり、判断の基礎に何ら瑕疵はなく、また、判断の内容にも何ら妥当性を欠くところはない。

したがって、原告らの主張には理由がない。

第3 本件事業の実施について

1 本件事業の実施を決定した経過について

(1) 令和2年6月から同年8月までの住民説明会の実施について

被告は、本件処分場の整備候補地を本件候補地に決定した後、令和2年6月から8月にかけて、本件候補地のある「諏訪学区」を中心に、日立市民を対象とした住民説明会を計40回開催し、延べ747人が参加した（乙20の7の2の1頁及び2頁）。

住民説明会では、被告から、産業廃棄物最終処分場の必要性や本件候補地の選定理由等について説明を行った（甲5）。

また、本件処分場への想定搬入ルートについて、本件候補地選定時の想定ルートである南側からの「山側道路～国道6号常陸多賀駅入口交差点～国道6号油縄子交差点～梅林通り～県道37号」のルート、北側からは「国道6号～国道6号油縄子交差点～梅林通り～県道37号」のルートのほか、西側からは「国道349号～県道37号」のルートを想定している旨の説明を行った。

これに対し、住民からは、「大型車両の往来が今以上に増えることはとても心配。梅林通りを搬入ルートとすることは、反対である。搬入ルートをしっかり考えて欲しい。」、「県が想定している搬入ルートでは、処分場整備は反対せざるを得ない。新しい道路を整備すべき。」、「候補地の南側に林道があるので、そこを使ってほしい。」、「山側道路からの直接搬入するルートを考えて欲しい。」といった、搬入車両に油縄子交差点から梅林通りのルートを通行させることに

反対する意見や新たに搬入ルートを整備すべきとする意見をはじめとして、本件処分場の整備に伴い、搬入車両が増加することによる交通安全や渋滞への懸念を述べる意見が最も多く寄せられたほか、「近年の異常気象による豪雨があっても処分場から雨水が溢れることのないような水処理施設としてほしい。」、「地盤の石灰岩の強度や空洞が心配である。」などといった意見も寄せられていた（乙１７及び乙２０の６の２）。

（２）令和２年７月の「新産業廃棄物最終処分場整備に伴う交通問題対策会議」（以下「交通問題対策会議」という。）の設置について

被告が実施した住民説明会において、住民から油縄子交差点から梅林通りのルートは搬入車両を通行させずに、新たな搬入ルートを整備すべきといった搬入車両の増加に伴う交通対策への意見が多かったことから、本件処分場の整備に伴い発生が予想される交通安全上の問題や、交通渋滞等の課題への具体的な対応策を検討するため、令和２年７月２８日に、副知事を議長とし、県民生活環境部、土木部、農林水産部で構成する交通問題対策会議を設置し（乙１９）、部局横断的に搬入ルートや交通安全上の対策について検討を進めることとした。

（３）令和２年８月から令和３年１月までの交通問題対策会議の検討について

交通問題対策会議については、令和２年８月から令和３年１月までにかけて、１５回開催された（乙２０の９の２の１頁）。

搬入ルートの選定については、本件処分場の供用開始目標である令和７年度を見据えた効率的な整備が可能であること及び住民の生活環境への影響を可能な限り少なくするという観点を重視するとともに、搬入ルートの整備が日立市の地域振興につながることも目指して、検討を重ねた（甲６の１頁ないし５頁）。

そこで、新たな搬入ルートの案として常磐自動車道のスマートＩＣを新設する案、本件候補地の西側のルート（常陸太田市方面の国道３４９号線から県道３７号を通過して本件候補地に至るルート）を全面改良する案、山側道路から中丸団地の南側や西側、東側を通り県道３７号に至る道路を新設する案など６つの案について検討を行った結果、人家等の移転が極力発生しないこと、周辺環境への影響が少ないこと、既存の市道・林道を活用して最も効率的な整備が可能であること、整備期間やコスト面で効率的な整備が可能であること、市内交通の分散化に寄与すること、地域振興にも資することなどから、山側道路から中丸団地の東側を通り県道３７号に至る新設道路を整備する案を採用することとした（甲９の５頁及び６頁）。

この新設道路は、大型車が安全に通行でき、すれ違いもできる６ｍの車道幅員（車線幅員３ｍ×２車線。乙１２５の７頁）で整備するものである上、山側道路から本件候補地を経由して県道３７号に接続し常陸太田市に至る、一般車も通ることができる道路であり、日立市の地域振興にも資する道路である。

また、併せて、地域住民の生活環境の向上及び地域振興に資するよう交通安全上の対策を目的とした既存道路の改良（油縄子交差点の改良（右折レーン延長・設置）や梅林通りのふれあい橋周辺から本件候補地までの片側歩道整備、大平田集会所付近から本件候補地までの急カーブなどの局所改良、国道３４９号から本件候補地間での急カーブやクランク箇所の局部改良や待避所の設置等）を実施することとした（乙２０の９の２の５頁及び１９頁）。

（４）令和３年２月１５日の日立市議会新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会（以下「市議会特別委員会」という。）において、新設道

路を整備することを報告し、公表したことについて

令和３年２月１５日、日立市議会において、第８回目の市議会特別委員会が開催され、同委員会に、被告の県民生活環境部長、同部廃棄物対策課長等が出席し、搬入ルートとして新設道路を整備することや地域振興策の実施など、住民説明会での意見を踏まえた「新産業廃棄物最終処分場整備に向けた課題への対応策について」を報告し、公表した（乙２０の９の１及び乙２０の９の２）。

（５）令和３年３月から同年４月までのフォローアップ説明会について

被告は、令和３年３月に、日立市民を対象としたフォローアップ説明会を８回開催し、延べ４３７人が参加した（乙２０の１１の２）。

また、同年４月には、新設道路付近に位置する中丸団地及び日立市末広町５丁目、大久保町４丁目の住民に対しても、フォローアップ説明会を６回開催し、延べ８３名が参加した（乙２０の１２の２）。

フォローアップ説明会において、被告は、令和２年６月以降に実施した住民説明会等における日立市民の意見を踏まえて整理した新たな搬入ルート、交通安全上の対策・渋滞対策等について説明した（甲７）。

住民からは、搬入ルートについて、「新設道路を造ることになり安心した。」、「新設道路を整備するのであれば、中丸団地周辺を大久保中学校の部活の子供たちが走ったり、お年寄りが散歩したりしているので、立体交差にするなど影響のない形で安全に造ってほしい。」等の意見があった（乙２０の１１の２）。

とりわけ、中丸団地周辺の住民を対象としたフォローアップ説明会（令和３年４月２４日及び２５日開催）においては、「搬入ルートの検討結果を示して住民を納得させるべき。」、「これまでの住民意見の道路に対して出た意見をどう検討したのか。道路整備の実現可能性

の検討を透明性のある形で提示してほしい。」との意見が複数あったことから（乙20の12の2）、被告は、中丸団地の自治会の役員を対象に、県の新設道路を整備するルートの選定評価結果について、説明を行った（乙20の13の2）。

被告は、同年5月9日にも、中丸団地の自治会の役員を対象に、当該ルートの選定評価結果について説明したが、その際「中丸団地の西側を通るルートも再検討して欲しい。」との要望があったため、さらに、同月29日にも説明を行い、道路施工上の課題（共有者が多数にのぼる土地があること、団地直下のトンネル整備にならざるを得ないこと等）から、上記の要望に係るルートに新設道路を整備することは困難であり、県が先に提示した新設道路をしっかりと整備していく旨説明を行い（乙20の13の2）、理解を得た。

フォローアップ説明会全体を通じて、参加した住民の間には、本件候補地における本件処分場の整備そのものには反対しない旨の意見が多く（乙20の11の2の2頁ないし4頁、乙20の12の2及び乙20の13の2）、被告は、本件候補地における本件処分場の整備について、地域住民から一定の理解を得たと判断した。

2 本件事業に係る公金の支出について

（1）本件事業に公金を支出することに被告の裁量権の逸脱・濫用はないことについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）4条1項においては、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定されており、この規定については、地方自治法2条14項に掲げる「最少経費で最大効果」の原則を予算執行の立場から簡潔に表現したものであるが、「必要且つ最少の限度」の判定の基準は、個々の経費について個々具体的に判

定されるべきであって、抽象的に基準を設けることはできず、その判定に当たっては、広く社会的、政策的ないし経済的見地から総合的にこれをなすべきであるとされている（乙50の31頁及び32頁）。

本件事業の実施は、本件処分場周辺の住民や日立市議会の意見や要望、交通問題対策会議における議論の結果を踏まえたものであり、本件事業に係る新設道路の整備については、住民の意見や提案も参考とし、6つのルート案から、人家等の移転が極力発生しないこと、周辺環境への影響が少ないこと、整備期間やコスト面で効率的な整備が可能であること、地域振興にも資することなどの観点から検討を行っているから、被告は、本件事業の実施の決定を社会的、政策的ないし経済的見地から総合的に判断したものであり、本件事業は必要最小限の経費で実施されるものである。

したがって、被告が本件事業の実施を決定し、本件事業に公金を支出することは、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に抵触する違法なものなどではないから、被告に裁量権の逸脱・濫用はない。

そして、本件事業の実施を前提として、資源循環推進課長が専決の権限により行い、又は高萩工事事務所長若しくは常陸太田工事事務所長が委任に基づく権限により行った本件事業費に係る各支出負担行為は誠実執行義務に違反するものではないから、違法な財務会計上の行為などではない。

当然、茨城県知事大井川和彦には、誠実執行義務に違反する財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務違反はない。

（2）本件事業に係る公金の支出によって被告に損害は生じないことについて

被告は、本件事業に係る公金の支出によって、新設道路を公の財産として取得することになるのであるから、本件事業に係る公金の支出

によって被告に損害が生じることはない。

3 本件候補地の選定と本件事業の実施との関係について

(1) 本件候補地の選定後に本件事業の実施を決定したことについて

被告は、本件候補地を本件処分場の整備候補地とすることを決定した後、本件事業の実施を決定したものである。

本件事業の実施の決定は、地域住民の要望等を踏まえ、本件処分場を本件候補地に整備するに当たって、どのような周辺環境の整備を行うことが、本件処分場の効率的な管理運営を確保しつつ、地域住民がより安心できる生活環境につながるのかという観点から、交通問題対策会議における検討結果を踏まえて、社会的、政策的ないし経済的見地から総合的に判断したものである。

(2) 原告らの本件候補地の選定と本件事業が一体となされるとの主張について

原告らは、茨城県知事大井川和彦は、本件候補地を本件処分場の整備候補地に選定したこと及びこれと一体となされる本件事業が裁量権を逸脱ないし濫用した違法なものであると認識する立場にあったと主張している。

しかし、本件候補地の選定の適否は、本件処分場を整備する整備候補地としてふさわしい場所がどこかという問題である一方、本件事業の実施の適否は、選定された本件候補地に本件処分場を整備するに当たり、被告が周辺の環境整備のためにどのような事業を実施するべきかという問題であって、それぞれ別個の問題である。

仮に他の整備可能地を本件処分場の整備候補地に選定した場合であっても、住民説明会等における住民の要望等を踏まえ、社会的、政策的ないし経済的見地から総合的な判断を行い、道路や交通安全施設の整備や改良を決定することは十分あり得ることである。本件候補地

の選定後の事情を踏まえた総合的な判断の結果実施することとなった本件事業に対して、本件候補地の選定過程まで遡って過失・欠落があったと断ずるのは失当である。

したがって、被告が総合的な判断により本件事業の実施を決定したことは、本件事業の実施を決定する以前に既に適切になされた本件候補地の選定に影響を与えるものではないから、原告らの主張は失当である。

(3) 原告らの本件候補地及び本件事業を一体とした独自の評価に係る主張について

原告らは、本件候補地における本件処分場の整備と本件事業を一体として評価をした場合、検討委員会が選定した3箇所の整備可能地のうち、本件候補地における事業費が最も高額となると主張し、自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性についての評価は、3箇所の整備可能地のうち、最も評価が低くなるはずと主張している。

しかし、本件処分場の整備費用については、事業主体である事業団が負担するものであり、その概算整備費と被告が負担する新設道路の整備に係る本件事業の事業費とを合算して、これを他の2箇所の整備可能地における産業廃棄物最終処分場単体の概算整備費用と比較することは、前提において失当である。

また、原告らは、自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性について、3箇所の整備可能地のうち、本件候補地についてのみ本件候補地の選定後に生じた事情を独自に加味して再評価を行った上で、これを本件候補地の選定の時点における他の2箇所の整備可能地と比較していることから、この点も前提において失当である。

(4) 原告荒川の本件候補地の選定は新設道路ありきであったとの供述に

ついて

原告荒川は、甲 7 1 の 4 頁及び 5 頁について、令和 4 年 6 月 1 4 日の茨城県議会の防災環境産業委員会において、日立市選出の元県議が、副議長時代に産業廃棄物処理場に入る道路の図面を見ていると発言し、併せて、概算費用についても発言したことから、新設道路はあらかじめ予定されていたと感じた旨供述する（原告荒川の本人調書 1 7 頁 2 4 行目ないし 1 8 頁 1 5 行目）。

しかし、同元県議の発言が、事実についての発言であることを裏付けるものは何もない上、本件事業に係る新設道路に関する発言であることを具体的に裏付ける事実もない。

したがって、原告荒川の供述は、全く事実の裏付けのない憶測にすぎない。

4 原告荒川の新設道路の整備により森林が伐採されて洪水被害が生じるとの供述について

原告荒川は、令和 7 年 3 月に被告が発表した洪水浸水想定区域によって、桜川の近隣の市街地において、洪水が予想されるところが明らかとなったが、従来、桜川は集中豪雨があっても川と森で守られていたところ、新設道路が建設されることによって、自然が破壊され、森林地帯が伐採されることで保水力が失われ、桜川の近隣の住宅密集地が大きな洪水被害になることを心配している旨供述する（原告荒川の本人調書 1 5 頁 3 行目ないし 1 7 頁 8 行目）。

しかし、原告荒川の森林地帯が伐採され保水力が失われて大きな洪水被害になるとの供述には、何ら具体的な根拠が示されておらず、理由があるとはいえない。

5 小括

本件事業に係る新設道路の整備は、住民説明会における住民の意見等

を踏まえて、被告が設置した交通問題対策会議において、地域振興に資すること等の観点から、一般車も通行できる公道として、山側道路から、日立市と常陸太田市をつなぐ県道 37 号に接続する新設道路を整備することが適当との結論を得たことから、当該結論を受けて、社会的、政策的ないし経済的見地から総合的に判断して実施を決定したものであるから、本件事業に公金を支出することは地方自治法 2 条 14 項及び地方財政法 4 条 1 項に抵触する違法なものではなく、被告に裁量権の逸脱・濫用はない。

したがって、本件事業の実施を前提として、資源循環推進課長が専決の権限により行い、又は高萩工事事務所長若しくは常陸太田工事事務所長が委任に基づく権限により行った本件事業費に係る各支出負担行為は誠実執行義務に違反するものではないから、違法な財務会計上の行為などではない。

当然、茨城県知事大井川和彦には、誠実執行義務に違反する財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務違反はない。

また、被告は、本件事業に係る公金の支出によって、新設道路を公の財産として取得することになるのであるから、本件事業に係る公金の支出によって被告に損害が生じることもない。

第 4 本件処分場における雨水の処理について

1 本件処分場の敷地内に降る雨水の処理について

(1) 本件処分場の敷地内に降る雨水の流れについて

本件処分場の敷地内に降った雨水の処理については、廃棄物の埋立地の内側と外側とに区分して処理することとしている（雨水の流れのイメージは乙 138 のとおりである。）。

廃棄物の埋立地の内側に降った雨水は、廃棄物層に時間をかけて浸

透して「浸出水」となるが、当該浸出水については、埋立地底面に設置された集排水管を経由して、浸出水処理施設の調整槽で一時貯留し、同施設の浄化設備で処理した後、下水道に放流することとしている（乙５４の１の７９頁、１０３頁、１１３頁並びに乙１０１の２の１頁及び１５頁）。

廃棄物の埋立地の外側に降った雨水は、埋立地の外周に整備する外周道路等の側溝から防災調整池へ流れ、当該防災調整池で一時貯留した上で、流量調整をしつつ鮎川へ放流することとしている（乙５４の１の１１７頁及び１１８頁）。

（２）浸出水処理施設の役割について

浸出水処理施設とは、廃棄物の埋立地内に降った雨水（当該雨水を「浸出水」といい、廃棄物に触れるため汚染される可能性がある。）を、調整槽において一時貯留して水質の均一化を図り、浄化設備においてカルシウム除去・生物処理・砂ろ過の工程により浄化処理を行うことで、浸出水の放流先である公共下水道等を汚染しないように浄化する施設である（乙１１の３４１頁。乙５４の１の１１０頁ないし１１３頁）。

（３）防災調整池の役割について

防災調整池は、廃棄物の埋立地外に降った雨水を河川に放流するに当たって、河川への雨水の流出量の増大を抑制し、放流量を調整するために設けられるもので、開発に伴う雨水の流出量を安全に流下させて防災設備としての機能を果たすものである（乙１１の４５５頁及び４５６頁、乙５４の１の１２３頁）。

２ 本件処分場の敷地外の西側の雨水の処理について

（１）本件処分場の敷地外の西側に降る雨水の流れについて

本件処分場の敷地外の西側のうち、新設道路の西側に降った雨水に

については、新設道路の西側の斜面に沿って新設道路及び本件処分場が存する方向に流れることとなる（雨水の流れのイメージは乙１３８のとおりである。）。

被告は、当該雨水及び新設道路上に降った雨水について、本件処分場の敷地外の西側に整備する新設道路の排水施設で処理することとしており（乙５４の１の１１８頁）、排水施設である新設道路の側溝と、新設道路の西側に整備する訴外日立セメント株式会社がかつて石灰石の採掘を行っていた際に設置した水路と同等の機能を有する水路（以下「代替水路」という。）により、鮎川へ放流することとしている。

（２）被告の水文調査の結果について

被告が令和２年１１月から令和３年２月及び同年９月から１０月にかけて実施した水文調査によれば、本件処分場の敷地外の西側に降った雨水のうち、「流域１」（本件処分場から南西側に位置する流域。乙５１の４の３頁及び１３頁、乙５４の２の６６頁及び７６頁）に降った雨水については、その降雨量の７４．７％が蒸発散することが明らかになっている。

そして、「流域１」に降った雨水のうち、蒸発散せず、地下浸透もしなかった雨水（表流水）のほとんどは、訴外日立セメント株式会社が設置した水路を通り、鮎川へ流出している状況であった（乙５４の２の６７頁）。

また、本件処分場の敷地外の西側に降った雨水のうち、「流域３」（本件処分場から西側に位置する流域。乙５１の４の３頁及び１３頁、乙５４の２の６６頁及び７６頁）に降った雨水については、その降雨量の４７．８％が蒸発散することが明らかになっている（乙５１の４、乙５４の２）。

そして、「流域３」に降った雨水の内、蒸発散せず、地下浸透もしなかった雨水（表流水）は、上記の「流域１」の雨水と同様に、訴外日立セメント株式会社が設置した水路を通り、鮎川へ流出していると考えられている（乙５４の２の６７頁）。

なお、被告の水文調査が、現地調査の結果等を踏まえ、専門科学的な知見に基づき適切に行われていることは、被告準備書面（７）２０頁ないし２３頁で述べたとおりである。

（３）代替水路について

上記（２）の本件処分場の敷地外の西側の雨水を処理していた訴外日立セメント株式会社が設置した水路については、被告による新設道路の工事のため撤去が必要となるものの、被告は、本件処分場の敷地外の西側（新設道路の西側）に、日立セメント株式会社が設置した水路と同等の機能を有する代替水路を新たに整備する計画である。

なお、代替水路の一部区間（鮎川に接続する付近の区間）の設計の内容については、被告準備書面（７）１８頁で述べたとおりである。

（４）新設道路の側溝について

本件処分場の敷地外の西側の新設道路の側溝については、道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成２４年茨城県条例第８０号。道路法（昭和２７年法律第１８０号）の規定に基づき、県道を新設等する場合における県道の構造の技術的基準等を定めるもの。）、「国土交通省道路土工構造物技術基準」（平成２７年３月３１日国都街第１１５号／国道企第５４号国土交通省都市局長・国土交通省道路局長通知。乙１２２）、「道路土工要綱」（平成２１年社団法人日本道路協会。乙１２３）、「茨城県道路計画・設計マニュアル」（乙１２４）等に準拠して、適切に設計・整備を進めていくものである。

3 被告及び事業団は適切に雨水の処理を行うことについて

(1) 本件処分場の浸出水処理施設について

ア 本件処分場の浸出水処理施設の設計について

被告及び事業団は、浸出水処理施設の規模を検討する上では、降水量や埋立面積、廃棄物槽の水分蒸発量などから浸出水処理施設の計画流入量（処理能力）を設定し、これに対して日々発生する浸出水を滞りなく処理できるよう、浸出水処理施設の処理能力を超える浸出水量でも貯留可能な調整槽の容量を設定することとしている。

浸出水の発生量は、整備要領に準じて、降水量、埋立面積、廃棄物表層中の水分の可能蒸発量の係数（浸出係数）を基に、整備要領記載の計算式により算定することとしている（乙11の349頁、乙101の2の4頁）。

このうち、降水量については、整備要領では、埋立期間と同じ年数の直近データを用いることとされている（乙11の346頁及び347頁）。

したがって、整備要領に基づく、本件処分場の埋立期間である20年間から23年間の降水量のデータを確認することとなるが、被告及び事業団は、本件処分場の近傍のアメダス日立観測所において最大降水量を記録したのが平成3年（1991年）であったことから、より安全を考慮して、平成3年（1991年）から令和3年（2021年）までの31年間のデータを用いることとした（乙101の2の4頁及び5頁）。

これらの降水量、埋立面積、浸出係数を、整備要領記載の計算式に当てはめて、埋立ての進捗状況（埋立中面積と既埋立面積）に応じた5つのケースの浸出水発生量を算定し、それらの5つのケースのうち浸出水発生量が最大になるケースを前提として、浸出水処理

施設については、「A 最大降雨量年および月間最大降雨量を加味した施設規模とすること」、「B 浸出水処理施設の効率的な運転が可能であること」、「C 既存施設と比較して過大な調整槽容量とならないこと」、「D 近年頻発する集中豪雨を想定した施設規模であること」を検討の方針として、計画流入量（処理能力）と浸出水発生量から水収支シミュレーションを行い、必要な調整槽の容量を算出することとした（乙101の2の1頁ないし14頁）。

上記の検討を踏まえ、浸出水処理施設の処理能力を400 m³/日と決定し、調整槽の容量は28,000 m³程度を確保することとした（乙101の2の14頁）。

この設定は、近年発生している集中豪雨等の気象を踏まえ、気象庁が設定する極端現象（極端な高温／低温や強い雨など、特定の指標を越える現象のことで、具体的には、日最高気温が35度以上の日（猛暑日）や1日の降水量が200 mm以上の強い雨などがある）の内、「降水量200 mm/日」及び「400 mm/日」を想定し、過去31年間（平成3年から令和3年まで）のアメダス日立観測所のデータを用いて求めた各月ごとの浸出係数の平均のうち、値が最大となる10月の平均浸出係数「0.73」を用いて算定した結果、発生する浸出水を滞りなく処理することが可能であることが確認された（乙101の2の6頁及び14頁）。

なお、本件処分場と埋立面積が同規模である笠間市所在の「エコフロンティアかさま」の浸出水処理施設の調整槽の容量は10,800 m³であり、笠間市と日立市の平均年間降水量の差は日立市が5%程度多い状況であるが（乙101の11頁）、本件処分場の調整槽の容量（28,000 m³）は、「エコフロンティアかさま」の調整槽の容量（10,800 m³）の約2.5倍の容量としており、

より十分な容量が確保されている（乙 1 0 1 の 1 1 頁）。

イ 原告らの水防法の想定最大規模降雨を用いるべきとの主張について

原告らは、本件処分場の浸出水処理施設は水防法の想定最大規模降雨を想定しておらず、このような雨が降った場合には、調整槽ばかりか、内部貯留もできないから、本件処分場の浸出水処理施設の基準は、水防法の想定最大規模降雨に訂正すべきと主張している。

しかし、水防法の想定最大規模降雨は、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な避難の確保を図ることを目的とする洪水浸水想定区域を指定する際の指標であって（乙 8 0 の 4 頁）、産業廃棄物最終処分場の施設整備の基準ではない。

したがって、原告らの浸出水処理施設の基準を想定最大規模降雨に訂正すべきとの主張は、原告らの意見にすぎない。

ウ 原告らの令和 5 年台風第 1 3 号の降雨の雨量に対応できないとの主張について

原告らは、日立市に令和 5 年台風第 1 3 号の際の日立市内の雨量が 3 時間半継続して降った場合、本件処分場の調整槽の容量を超えると主張している。

しかし、被告は、本件処分場の浸出水処理施設の能力は、気象庁が設定する極端現象である「降水量 2 0 0 m m / 日」及び「4 0 0 m m / 日」でも滞りなく処理できることを確認している（乙 1 0 1 の 2 の 1 4 頁）。

仮に想定外の雨量が発生した場合においても、緊急避難的に埋立地の貯留構造物（廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てられた廃棄物を安全に貯留するために設けられるもの）の高さまで貯水（内

部貯留)することにより対応可能である。

原告らが令和5年台風第13号の際の降雨を試算した甲42の16頁では、浸出係数を「1」として処分場全体93,000 m^2 に降った雨の全てが蒸発散することなく浸出水となる極端な計算条件としているが、そのような極端な計算条件であっても、令和5年台風第13号の際の降雨である1時間降水量93mmの場合の浸出水発生量は「30,271 m^3 」、1時間降水量97mmの場合の浸出水発生量は「31,573 m^3 」と、いずれも本件処分場の貯留可能量である「58,325 m^3 」(乙130。浸出水調整槽28,000 m^3 +内部貯留29,925 m^3 +下水道処理400 m^3 。なお、「内部貯留29,925 m^3 」の計算については、被告準備書面(7)9頁で述べたとおりである。また、「下水道処理400 m^3 」とは、浸出水処理施設の一日当たりの処理能力400 m^3 /日である(乙101の2の14頁)。)を下回る算定結果となっており、本件処分場内で貯留可能な値となっている。

なお、原告らは、内部貯留による補填は禁止されていると主張しているが、整備要領では、「最終処分場は原則として浸出水の内部貯水をさせない排水構造とする。しかし、予想を上回る豪雨時など浸出水調整設備では対応できない浸出水量に対しては、内部貯水を行う必要がある。」とされており(乙11の204頁)、予想を上回る豪雨時において、緊急避難的に埋立地の貯留構造物の高さまでの貯水(内部貯留)をすることは禁止などされていない。

エ 原告らの浸出水処理水の放流先である公共下水道に関する主張について

(ア) 原告らの公共下水道に放流されることは不透明との主張について

て

原告らは、浸出水処理施設で処理された浸出水処理水が河川でなく公共下水道に放流されることについて、被告から具体的な計画の主張立証はなく、実際に実施されるかは不透明であると主張している。

しかし、被告及び事業団は、本件処分場の浸出水処理施設で浄化処理された浸出水処理水について、公共下水道に放流し、日立市中央部の下水を処理する同市管理の「池の川処理場」において最終的に処理することとしている（なお、本件処分場から諏訪梅林付近までの間には、既設の下水道管がないため、事業団において、下水道管を敷設することとしている。）。

そのため、被告は、令和4年4月の新産業廃棄物最終処分場基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に先立ち、日立市から、下水道について計画的に管内調査を実施する等必要な維持管理が行われていること、本件処分場からの放流量が「エコフロンティアかさま」と同等の400 m³/日であれば池の川処理場で対応可能であることを確認している（なお、そのことについては、令和2年11月に、住民に向けて「住民説明会でいただいたご意見等への回答」（甲6の11頁）のとおり回答している。）。

また、事業団は、都市計画法（昭和43年法律第100号）29条2項の規定による開発行為の許可の申請に当たり、同法32条1項の規定により、池の川処理場を管理する日立市公営企業管理者と協議し、令和5年11月13日同管理者の同意を得た上で（乙114の2）、令和6年2月1日日立市長に開発行為の許可の申請を行い（乙114の1）、同年4月24日当該許可があったところである（乙115）。

さらに、事業団は、同年 10 月に本件処分場から諏訪梅林付近までの約 2.3 km の区間に係る下水道整備工事を発注し、令和 7 年 2 月に着工し、現在、管路敷設に係る開削工を施工中である。

したがって、原告らの浸出水処理水が公共下水道に放流されるかは不透明との主張は、失当である。

(イ) 原告らの日立市池の川処理場の能力に係る主張について

原告らは、下水を処理する日立市池の川処理場の能力が不足していると主張している。

しかし、池の川処理場の処理能力は、84,000 m³/日で、県内の市町村が設置する下水道処理場で最大の処理能力を有しており、令和 4 年度実績で日平均流入水量は 33,780 m³である（乙 117 の 33 頁）。

本件処分場の浸出水処理施設の処理能力は 400 m³/日としているから（乙 101 の 14 頁）、同処理場に過大な負担をかけるものではない。

したがって、原告らの池の川処理場の能力が不足しているとの主張は失当である。

(ウ) 原告らの令和 5 年台風第 13 号の際に池の川処理場が被災したとの主張について

原告らは、令和 5 年台風第 13 号の際、池の川処理場が被災し、使用不能となっており、洪水時には使用不能となることが予想されると主張している。

しかし、日立市においては、池の川処理場の被災について、令和 5 年 9 月 8 日の発災後の同月 11 日には、地下階の雨水排水を完了し、同月末にかけて順次、汚泥の排出、ポンプモーター等の設備の乾燥（オーバーホール）など、応急復旧されている（乙 1

19の38頁)。

また、本復旧工事として、令和5年度から機械・電気・建築附帯設備の原形復旧(設備更新)、地下排水ポンプの能力アップなどの汚水流入量の増加・溢水対策を進めており、浸水防止対策として、令和6年度に「耐水化計画」を策定して浸水の原因となる対象外力(内水、外水等)の分析と効率的・効果的な対策手法などを検討している(乙119の39頁ないし41頁)。

したがって、日立市は、池の川処理場について、汚水流入量の増加・溢水対策を進めるとともに、より効率的・効果的な浸水対策を検討しているものであるから、今後、原告らが主張するように洪水が生じたとしても、直ちに池の川処理場が使用不能になるとは考えにくい。

(2) 本件処分場の防災調整池について

ア 本件処分場の防災調整池の設計について

防災調整池は、河川への雨水の流出量の増大を抑制し、放流量を調整するために設けられるもので、開発に伴う雨水の流出量を安全に流下させて防災設備としての機能を果たすべく想定して容量を考える必要がある(乙11の455頁及び456頁、乙54の1の123頁)。

被告及び事業団は、本件処分場の防災調整池の容量については、被告の「開発行為の技術基準(平成10年10月1日改正)」(以下「開発行為技術基準」という。甲26)及び「茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(昭和50年策定)」(以下「調整池技術基準」という。乙46の1)に準拠し、下流河川である鮎川の流下能力に見合った必要調節容量(乙114の3の2の10頁)に、堆砂量(上流から流れ込み防災調整池の底に溜まると想定される土

砂)を加えて算定することとした(乙114の3の2の11頁)。

鮎川の流下能力については、被告が令和4年4月に策定した基本計画の段階では、本件処分場の付近にある鮎川の隧道の地点をネックポイントとし、その流下能力は $18.437\text{ m}^3/\text{sec}$ としていた(乙114の3の2の5頁)。

その後、事業団が本件処分場の実施設計に当たって、改めて調査を行い、再評価を行ったところ、上記の鮎川の隧道の地点の流下能力は $18.437\text{ m}^3/\text{sec}$ ではなく $54.144\text{ m}^3/\text{sec}$ であって、再評価後の鮎川のネックポイントは、諏訪大平田浄水場付近の地点とすることが相当であり、その流下能力は $19.931\text{ m}^3/\text{sec}$ であると判断している(乙114の3の2の6頁ないし8頁)。

このことから、本件処分場の防災調整池の必要調節容量は、再評価後の鮎川の流下能力である $19.931\text{ m}^3/\text{sec}$ に見合ったものとした上で、調整池技術基準に基づき、河川流域における降水量のうち河川に流れ込む量の割合である「流出係数」、本件処分場の計画排水区域である「流域面積」(約 34.41 ha)、河川や開発区域の上流に降った雨水の流下時間を考慮し、流下期間内の平均的な状況を示したものである「降雨強度」を用いて算定することとした(乙114の3の2の10頁)。

事業団は、上記のとおり防災調整池の必要調節容量を算定した結果、防災調整池の容量を $35,200\text{ m}^3$ とした上で(乙114の3の2の11頁)、普通河川鮎川の管理者である日立市長と協議を行い(乙114の3の1)、令和6年2月1日日立市長に開発行為の許可の申請を行い(乙114の1)、同年4月24日当該許可があったところである(乙115)。

なお、近年発生している集中豪雨等の気象状況を踏まえ、関東・東北豪雨が発生した特定の１日（２０１５年９月９日）の関東・東北豪雨の降雨実績（古河観測所：２１４．５ｍｍ／日、奥日光観測所：３９０．０ｍｍ／日）を基にシミュレーションを実施したところ、約３万１０００ｍ^３の容量の防災調整池であれば対応可能であることが確認されている（乙５４の１の１２７頁及び１２８頁）。

したがって、本件処分場の防災調整池の容量３５，２００ｍ^３は、関東・東北豪雨にも対応可能な容量である。

イ 原告らの水防法の想定最大規模降雨を用いるべきとの主張について

原告らは、水防法の想定最大規模降雨の降雨時には、鮎川に多量の超過放流が起こるため、鮎川下流域の洪水災害の危険性を避けるためには、防災調整池の容量の算定に水防法の想定最大規模降雨を適用することが必要であると主張している。

しかし、想定最大規模降雨は、適切な避難場所の設定等の円滑かつ迅速な避難等のための措置を講じること等の一層効果的な避難の確保を図ることを目的とする洪水浸水想定区域の指定のための指標であって（乙８０の４頁）、産業廃棄物最終処分場の施設整備の基準ではない。

したがって、原告らの水防法の最大規模降雨を用いるべきとの主張は、原告らの意見にすぎない。

ウ 原告らの令和５年台風第１３号の降雨の雨量に対応できないとの主張について

原告らは、防災調整池の能力が令和５年台風第１３号の際の日立市内の雨量に対する対処能力を明らかに欠いており、被告によるシミュレーションにおいても、防災調整池の洪水吐きが５０分にわた

って作動し、この間は鮎川の許容放流量を大きく超えたとして、防災調整池の容量が大幅に容量不足であると主張している。

しかし、洪水吐き（余水吐き）とは、防災調整池の容量算定に係る降雨量を超える降雨が発生し、防災調整池の容量を超える水量が流入した際に、防災調整池の天端から外側に水が越流することを防ぎ、防災調整池本体の安全を確保するとともに放流先河川に安全に流下させるため、防災調整池に設けるものであり、設計においては、防災調整池の容量算定に係る降雨量よりも多い降雨量を用いるものとされている。

事業団は、洪水吐き（余水吐き）の設計について、調整池技術基準（乙４６の１の２５頁）に準拠して、２００年に１回起こるものと想定される当該調整池の直上流部の流量の１．２倍の流量を放流し得る洪水吐き（余水吐き）を設置することとしている（防災調整池及び洪水吐き（余水吐き）の構造については乙１０６。洪水吐き（余水吐き）の設計については乙１０７の３頁）。

そして、仮に洪水吐き（余水吐き）が作動した場合、それは洪水吐き（余水吐き）の本来の機能を適切に発揮したことを示すものであり、その作動をもって、防災調整池が調整池技術基準（乙４６の１）や開発行為技術基準（甲２６）に違反するということはない。

さらに、豪雨によって洪水吐き（余水吐き）が作動した場合、一時的には放流先の鮎川の許容放流量を超過する場合があるものの、洪水吐き（余水吐き）の作動によって防災調整池本体の安全が確保され、防災調整池が破損して貯留された雨水の全量が一挙に鮎川に流出するような事態を回避することができ、豪雨後も防災調整池が存続して、その機能が長期にわたって維持されることになるから、結果として、雨水は鮎川に安全に流下されることとなる。

したがって、防災調整池の洪水吐き（余水吐き）が作動したこと自体をもって、防災調整池の容量が大幅に不足しているとする原告らの主張は失当である。

エ 原告らの防災調整池が開発行為技術基準に違反しているとの主張について

原告らは、被告の開発行為技術基準においては、開発行為を行う場合の計画排水区域は、雨水については「開発区域を含む地形上の流域」とすると定められているところ、本件処分場の計画排水区域は118.30haと考えることが合理的であるから、当該計画排水区域の面積に応じた防災調整池の容量とすべきであり、被告が計画排水区域を34.41haとして防災調整池の容量を算定したことは開発行為技術基準に違反すると主張している。

しかし、被告の開発行為技術基準（甲26）は、都市計画法29条の開発行為の許可に係る行政手続法（平成5年法律第88号）5条の審査基準であるところ、都市計画法4条12項において、「「開発行為」とは、主として建築物の建築、又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」とされ、同法4条13項において、「「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。」とされているから、本件処分場に係る開発区域は、新産業本件処分場の運営・管理施設である「管理棟」、「計量棟」、「展開検査場」、「浸出水処理施設」及び「環境学習施設」の建築物を建設することとしている区域約3.81haとなる（乙104）。

そして、本件処分場に係る開発行為における計画排水区域は、開発区域約3.81haに、地形上の流域である埋立地及び埋立地の外周の合計約12.4ha（約16.21ha－約3.81ha）並びに本件処分場の敷地外の東側及び南側法面の分水嶺までの区

域約18.2ha（約4.09ha＋約7.82ha＋約6.29ha）を加えた約34.41haの区域となる（乙102及び乙104）。

すなわち、防災調整池は、開発に伴う雨水流出量の増大に対応するためのものであり（乙11の455頁及び456頁）、防災調整池の「計画排水区域」は、そこから開発区域に流入する水が想定される区域であるから、他の施設の排水設備で排水される区域は含まれない。

本件の場合、本件処分場の敷地外の西側の雨水については、代替水路及び新設道路の側溝で排水されることから、本件処分場の敷地外の別の施設で集排水されるものであり、本件処分場の防災調整池の計画排水区域には含まれないのである。

事業団は、上記の考えの下、約34.41haを計画排水区域として、調整池技術基準に基づき防災調整池の容量を算定し、3万5200m³としたものであり（乙114の3の2の11頁）、事業団は、上記の内容で普通河川鮎川の管理者である日立市長と協議を行い（乙114の3の1及び2の11頁）、令和6年2月1日日立市長に開発行為の許可の申請を行い（乙114の1）、同年4月24日当該許可があったところである（乙115）。

なお、原告鈴木の「被告側の準備書面（7）に対する意見書」（甲42の4頁ないし6頁）では、宮城県が作成した「都市計画法に係る開発許可制度便覧 第3章 開発許可に係る技術的基準」や京都府が作成した「重要開発調整池に関する技術的基準 同解説」（平成29年7月）等の記載が摘示され、西側流域81.47haを容量の算定対象に含んでいない本件処分場の防災調整池の設計が開発行為技術基準に違反している旨記載されているが、宮城県及び京

都府の各基準によったとしても、本件処分場の敷地外の西側の区域を防災調整池の算定対象とすべきことにはならないことは、被告準備書面（１０）９頁ないし１１頁で述べたとおりである。

したがって、原告らの主張は失当である。

（３）本件処分場の敷地外の西側の雨水の処理について

ア 代替水路の機能について

代替水路は、本件処分場の敷地外の西側に整備する訴外日立セメント株式会社が設置した水路と同等の機能を有する水路である。

被告の水文調査によれば、本件処分場の敷地外の西側の「流域１」に降った雨水は７４．７％が蒸発散し、蒸発散も地下浸透もしなかった残りの雨水（表流水）のほとんどが訴外日立セメント株式会社が設置した水路に流出している状況であり（乙５４の２の６７頁）、本件処分場の敷地外の西側の「流域３」に降った雨水は４７．８％が蒸発散し、蒸発散も地下浸透もしなかった残りの雨水（表流水）は、上記の「流域１」の雨水と同様に、上記の水路に流出していると考えられているから（乙５４の２の６７頁）、上記の水路が新設道路の工事に伴い撤去され、代替水路が新たに整備された後は、本件処分場の敷地外の西側の雨水のほとんどが代替水路に流出することになると考えられる。

代替水路は、訴外日立セメント株式会社が設置した水路と同等の機能であるとはいえ、石灰石の採石場の跡地にモルタルを打設しただけの素掘り側溝にすぎない当該水路（乙４８の２の１５頁）よりは、新設道路とともに新たに整備する鉄筋コンクリート構造のボックスカルバート等で構成される代替水路の方がより耐久性が高く、長期的な使用においても変形や劣化が生じにくいいため、より信頼できることは明らかである（乙１３６の３ないし乙１３６の５）。

イ 新設道路の側溝の機能について

新設道路の側溝については、道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例 27 条において、道路には、排水のため必要がある場合は、側溝等の適当な排水施設を設けることとされているところ、その構造等の詳細については、さらに、「国土交通省道路土工構造物技術基準」（乙 1 2 2）、「道路土工要綱」（乙 1 2 3）及び「茨城県道路計画・設計マニュアル」（乙 1 2 4）等に定められている。

「道路土工要綱」（乙 1 2 3 の 1 1 1 頁及び 1 1 2 頁）及び「茨城県道路計画・設計マニュアル」（乙 1 2 4 の 8 - 4 頁及び 8 - 5 頁）においては、計画交通量が 5 0 0 台～4, 0 0 0 台の県道の一般的な道路排水施設の場合は、「降雨確率 3 年」を標準として排水施設の整備を行うこととされているところ、被告は、新設道路の計画交通量を 6 3 0 台／日と見込んでおり（乙 1 2 5 の 7 頁）、「降雨確率 3 年」を標準として、適切に本件道路の側溝の整備を進めていくものである。

ウ 原告らの本件処分場の敷地外の西側からの雨水の対策は不可能との主張について

原告らは、水防法の想定最大規模降雨に相当する雨が降った場合に、本件処分場の敷地外の西側の流出量は、 $20.77485 \text{ m}^3/\text{s}$ であり、これのみで鮎川の流下能力 18.437 m^3 を超えるとし、そのため本件処分場の敷地外の西側の降雨を防災調整池に導入して放流量を調整しなければならないが、同流出量を貯留するに必要な防災調整池は少なくとも 23 万 m^3 であり、およそ設置が不可能な規模であると主張している。

しかし、被告の水文調査によれば、本件処分場の敷地外の西側に

降った雨水のうち、本件処分場から南西側に位置する「流域1」（上記の水文調査により確認された表流水の上流側の流域。乙51の4の3頁及び13頁、乙54の2の66頁及び76頁）については、その降雨量の74.7%が蒸発散し、本件候補地から西側に位置する「流域3」（乙51の4の3頁及び13頁、乙54の2の66頁及び76頁）についても、降雨量の47.8%が蒸発散することが明らかになっているところ（乙51の4、乙54の2）、原告らの本件処分場の敷地外の西側の雨水の流出量を「20.77485 m³/s」とする計算は、蒸発散量について何ら考慮しておらず、前提において誤りがある（なお、被告の水文調査における蒸発散量の算定が、水文・水資源学や水利科学などの専門科学的な知見に基づくものであることは、被告準備書面（7）22頁で述べたとおりである。）。

そして、蒸発散しなかった雨水は、新設道路の側溝及び代替水路によって鮎川に放流されることとなるから、本件処分場の敷地外の西側の雨水の処理に何ら問題はない。

なお、原告鈴木は、豪雨が生じた場合の本件処分場の廃棄物について、「何もなくても山積みになりますから、地崩れを起こすような状態になった場合、豪雨が押し寄せれば、全て、（中略）破壊して、熱海の災害のような現象が起こるんじゃないかというのは、もう明らかじゃないかと、そういうふうに心配しております。」（原告鈴木の本調書27頁4行目ないし9行目）、「大体、山積みしてますから、それをして自然に崩れる、地震でも起これば大災害になるという心配があります。」（原告鈴木の本調書30頁8行目及び9行目）と供述する。

しかし、事業団は、本件処分場の廃棄物層の埋立方式について、

廃棄物の飛散及び流出防止等に効果が高く、現在最も多く用いられている、「即日覆土」による「セル方式」を採用することとしている（乙 1 4 1）。

「セル方式」は、現在最も多く用いられている方式であり、埋立層がセルごとに独立するので、廃棄物の飛散防止等に効果があることとされ、「覆土」は、廃棄物の飛散・流出防止に大きな効果を有するとされている（乙 1 4 2）。

「即日覆土」については、1日の埋立作業が終了したときに、廃棄物の飛散防止等の目的で実施する覆土のことであり、廃棄物の飛散、流出を防止するには、即日覆土の実施が有効であるとされている（乙 1 4 3）。

したがって、本件処分場の廃棄物層の埋立方式は、廃棄物の飛散・流出防止に大きな効果が認められている「即日覆土」による「セル方式」で行われることから、その廃棄物層は、上記の原告鈴木の供述のごとき異常な廃棄物の山積み状態で極めて不安定な状態になることはない。

エ 原告らの令和5年台風第13号の降雨の際に地盤崩壊があったとの主張について

原告らは、令和5年台風第13号による降雨で、「唐津沢上流域」の下流端で洪水が発生したことで地盤が崩壊したと主張している。

しかし、令和5年台風第13号による降雨で発生した事象は、使用されていないヒューム管や柵などの人工物回りの盛土、砕石等が流されたものであり（乙 1 1 2）、事業団による当該水路の水量調査のための堰により、通常よりも水流が制限された状況下で水路から水が溢れたものである（乙 1 1 3）。

今後、本件処分場の敷地外の西側には、アスファルト舗装の新設

道路が整備され、その西側には鉄筋コンクリート構造のボックスカルバート等で構成される代替水路が整備され、更にその西側には落石防護柵が設置される予定であるから（乙 136 の 3 ないし 5）、盛土、碎石等が流出するようなことはなくなるのであって、上記の施設の整備後は、今般のような事象が生ずることはない。

なお、本件処分場の敷地外の西側の斜面は、そもそも、経済産業省関東東北産業保安監督部の指導等に基づき、訴外日立セメント株式会社によって高さ 10 m 毎に 2 m 以上の小段が設けられた上で整形されており、平成 13 年の現状の形状での安定解析の結果においても、安全率は 1.2 以上で、安定性は保たれているとされ（乙 48 の 2 の 9 頁）、日立市で震度 6 強を観測した東日本大震災の際にも、整形された小段（乙 48 の 2 の 9 頁）の崩落や、その兆候は見られず、現在に至るまで斜面の不安定化を予見させる事象は確認されていない。

（４）原告鈴木の日立市新庁舎の浸水対策に係る供述について

甲 62 の「原告鈴木鐸士本人尋問」と題する書面の 19 頁には、「日立市庁舎の止水壁取囲みによる洪水浸水対策には、水防法規定値 153 mm/h r の 10 % 割り増した 168 mm/h r の降雨が適用される。」と記載されるとともに、原告鈴木は、上記日立市の対策をなかなか画期的な判断である旨供述する（原告鈴木の本人調書 14 頁 6 行目及び 7 行目）。

この「日立市庁舎の止水壁取囲みによる洪水浸水対策」とは、日立市が策定した「日立市庁舎安全対策計画」の内容を指しているものと思われるが、同計画は、令和 5 年台風第 13 号の影響による記録的な大雨により、日立市本庁舎の地下に大量の水が流入し、電源設備に被害が生じたことから、日立市がこの災害を教訓として、市民の拠りど

ころとなる本庁舎の防災拠点機能の強化を目標に策定されたものであった（乙１４０）。

日立市の上記計画が策定された経緯及び目標からすれば、同計画における洪水浸水対策の内容が、被告及び事業団が準拠することとしている整備要領等の所定の基準と異なることは当然であって、被告及び事業団が本件処分場周辺の雨水について十分に配慮して、適切に本件処分場、新設道路及び代替水路の整備を進めていることに変わりはない。

（５）原告らの本件候補地の窪地は防災ダムとしての機能を果たしており窪地がなくなることによって水災害が助長されるとの主張について

原告らは、本件候補地の窪地を防災ダムであるとし、当該窪地が本件処分場の建設によって失われ、水災害が助長されると主張している。

しかし、防災ダムとは、豪雨による洪水時に上流からの流水を一定量貯め込み、下流河川への流量を調節して下流の洪水被害を軽減するという洪水調節機能を有するダムのことをいう（乙９１の２頁）。

洪水調節とは、ダム上流域での大雨により、ダムへの水の流入量が増大し、ダムの洪水調節容量まで水位が上昇して、ダム毎に決められた基準値（洪水量）に達したら、流入量の一部を放流し、残りをダムに貯めることにより、ダム下流の河川水位の上昇を抑えて浸水被害を軽減するというものである（乙９１の６頁）。

防災ダムに関わる職員は、この洪水調節に備え、気象庁から洪水をもたらす大雨の予測がされた場合、ダムの上流域でいつどの程度の降雨があるか予測し、洪水が見込まれるときは、昼夜問わず防災体制を敷いて、刻々と変化する気象予測、降雨や河川流量の観測情報を収集し、また、洪水吐きゲートや警報設備等が正常に稼働するか点検し確認している（乙９１の５頁）。

洪水調節が開始された後は、ダム上流域の降雨がおさまり、ダムへの流入量が少なくなった場合に洪水調節を終えることとなるが、次の洪水に備えるため、洪水調節容量にためた水を安全に下流へ放流するとされている（乙 9 1 の 7 頁）。この洪水調節容量とは、ダムに一時的に貯留する最高水位の容量から、利水容量及び堆砂容量（ダム貯水池に堆積する土砂を見込んだ容量）を除いたものであるが（乙 9 1 の 3 頁）、堆砂容量において土砂が堆積することが見込まれているとおり、ダムには流水とともに土砂が流入して堆積していくため、洪水調節容量等を維持するために、堆積した土砂を撤去する浚渫工事が行われる。

一方で、本件候補地は、訴外日立セメント株式会社の石灰石の採石場の跡地である。

本件候補地の窪地には、同社が石灰石の採掘を停止した平成 3 1 年 3 月以降に湛水が発生していたが（それまでは同社が雨水を必要に応じてポンプを用いて鮎川へ排水していた（乙 4 8 の 2 の 7 頁、1 0 頁及び 1 1 頁）。現在、湛水は、本件処分場の工事の進捗に伴い存在しない。）、仮に原告らが本件候補地の窪地に雨水がたまる様子を防災ダムと同じようにみなしているとしても、当該窪地は石灰石の採石場の跡地に過ぎないから、防災ダムとして整備されたものではなく、豪雨の際に、防災ダムに関わる職員が昼夜問わず防災体制を敷き、刻々と変化する観測情報を収集し、設備が正常に稼働するか点検されることもなく、ダム上流域の降雨がおさまったとしても次の洪水に備えるため、洪水調節容量にためた水が安全に下流へ放流されることもなく、ダム貯水池に堆積する土砂が浚渫工事によって撤去されることもないから、到底防災ダムということとはできない。

なお、被告及び事業団は、本件処分場について、近年の集中豪雨に

も対応可能な容量の浸出水処理施設や防災調整池を整備することとしており、本件処分場の敷地内に降った雨水のうち、埋立地内に降った雨水については、浸出水処理施設で浄化した上で公共下水道へ放流し、埋立地外に降った雨水については、防災調整池を経て、流量調整をしながら鮎川へ放流を行うこととしているのであるから、本件処分場が整備されることで、より適切に雨水が管理・処理されることとなる。

また、事業団は、本件処分場の建設から産業廃棄物の埋立期間終了までの間は当然のこと、埋立期間終了後においても、浸出水の処理や地下水の水質検査を行うほか（甲6の25頁及び乙54の1の156頁）、暗渠管、雨水排水側溝及び防災調整池の維持管理（堆積物の撤去等）を長期間にわたって行うこととなる。

そして、本件処分場の敷地外の西側の雨水についても、被告が新設道路の側溝及び代替水路を整備することによって、より適切に管理・処理されることとなる。

したがって、本件候補地は、単に窪地に水が溜まっただけの石灰石の採石場の跡地のまま存続するに比して、本件処分場、新設道路の側溝及び代替水路が整備されることによって一層雨水処理能力が高くなり、より安全になるということができるのであって、原告らの主張は失当である。

4 小括

以上のとおり、被告及び事業団は、適切に本件処分場、代替水路及び新設道路の整備を進めており、適切に雨水の処理を行うことから、原告らの主張には理由がない。

第5 結論

上記並びに答弁書及び従前の被告準備書面で述べたとおり、原告らの

主張のいずれにも理由がないことから、被告は茨城県知事大井川和彦に対し、賠償請求する義務を負うことはない。

よって、原告らの請求には理由がないから、棄却を免れない。

以 上